

平成20年第2回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成20年6月9日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	井原正光君
総務課	長	福田茂君
企画財政課	長	秋山幸男君
広域行政推進室	長	木村克美君
税務課	長	矢口功君
町民生活課	長	高野光司君
健康福祉課	長	師岡昌巳君
経済課	長	石井博美君
都市建設課	長	飯田修君
会計課	長	蓮沼均君
教育	長	伊藤孝生君
教育委員会事務局	長	鬼沢俊一君
水道課	長	飯塚正夫君
教育委員	長	山中亮助君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局	長	吉浜昇一
書	記	蛭原一博
書	記	坂本隆雄

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年6月9日(月曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、3番西村重之君。

[3番西村重之君登壇]

3番(西村重之君) 皆さんおはようございます。1番通告西村重之でございます。それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

1点目は、旧利根中学校校舎内の備品の整理について、2番目に、旧利根中学校閉鎖後の跡地の利活用について、三つ目に住民がおびえる103号線の改修工事について、以上3点、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

初めに、1点目の旧利根中学校校舎内の備品の整理についてであります。

中学校統合後、早くも1年数カ月経過しようとしています。校舎内にはいろいろな備品が放置、散乱したままになっています。これらの備品はすべて町の経費で購入したものであり、なぜ現在まで放置されたままになっているのか不思議で仕方がありません。町は備品等の整理をどのように考えているのかお伺いします。

2番目に、旧利根中学校閉鎖後の跡地の利活用についてです。

先日発行された利根町集中改革プラン追加版で住民に知らせていますが、その中で、平成21年度から実施が予定されている旧利根中学校の有効利活用が施策で掲げられ、まちづ

くりを推進するために将来都市像を定めた都市計画マスタープランを見直すとともに、土地の高度利用を図るため、用途地域指定の変更をした上で旧利根中学校跡地の有効活用を図るとなっていますが、具体的な施策についてお伺いします。

次に、3点目の住民がおびえる103号線の改修工事についてです。

早尾台団地も30年経過しようとしています。静かで生活できる生活拠点を求め、県内、県外から移住してきた団塊の人たちは、高齢化の社会に入りました。町道103号線は、団地内のメイン道路であります。バス通りに面した住民の皆様が、地震と間違えるような振動とともに、また道路下に埋設された上下水道、雨水、N T T等の配管等の老朽化による危険にもおびえ日々生活しています。

住民の強い要望もあり、10年近く改修工事、ちなみに、790メートルの区間であり、の要請を行うも、いまだ実施に向けた動きがありません。利根町の財政の厳しいことはわかりますが、住民の新規入居や流出対策等を考えると、住民の皆様が一日も早く安心して生活できるように、また、改修工事には高齢者や車いすの方々のことも考えていただきたいと思います。住民の意思を理解していただき、今後の改修工事計画についてお伺いします。

以上3点、よろしくお願ひします。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。それでは、西村議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の旧利根中学校校舎の備品の整理についてでございますが、旧利根中学校は、統合によりまして閉校となったわけでございます。このために平成19年4月1日から、これまで教育財産として教育委員会で管理していた建物及び敷地を、普通財産として町で管理しております。

西村議員ご質問の校舎内の備品につきましては、まだ教育委員会所管の備品として、現在も必要に応じて教職員が運び出し、また活用しているとのことでございますので、詳細につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせたいと思います。

2点目の、旧利根中学校閉鎖後の跡地の利活用についてお答えをいたします。

議員ご承知のように、利根町は都市計画法の網がかかっております。既に市街地を形成している区域と計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域と市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に大きく分かれております。旧利根中学校跡地は市街化区域に位置しております。校舎の建っている場所の用途地域は、現在、第一種中高層住居専用地域に指定されており、建築物は2階以下で店舗等の床面積が500平米以下のものに用途が制限されております。また、第2グラウンドの場所は、第一種低層住居専用地域に指定され

ており、建築物は兼用住宅で非住宅部分の床面積が50平米以下、かつ建物の延べ面積の2分の1未満のものに用途が制限をされております。

このように都市計画法の用途地域により建築できる建物が制限されているため、制限されている面積を超える建築物を建てて土地の高度利用を図ろうとしても不可能なわけです。ですから、土地の高度利用を図るためには、都市計画法の用途地域を変更する必要があります。町にとりまして用途変更をすることによりまして、大変利根町は地価の下落が進んでおりますけれども、この歯どめになればとも思っているところでございます。

また、用途地域を変更するには、茨城県の都市計画審議会に諮って用途地域を変更する必要があります。

一方、町の第4次利根町総合振興計画基本構想を策定してから約10年が経過し、将来人口の想定と実際の人口に差が生じていること、土地利用構想において若草大橋の開通などにより見直しが必要となっております。

また、総合振興計画において、平成15年度から平成19年度の5カ年間を目標とする2期基本計画が終了し、その後、平成20年度から平成24年度までの5カ年を目標とする第3期基本計画を策定する時期に差しかかっておりました。このような中、利根中学校と新館中学校の統合が平成17年2月に決定をいたしまして、19年4月1日から新しい利根中学校が誕生したわけでございます。

このような中で、平成19年2月ごろに、廃校となる旧利根中学校跡地の用途変更が変更されるならば、大型商業施設として有効活用したいとの申し入れがございました。この大型商業施設を受け入れるには、町は県の都市計画審議会に諮って用途地域を変更しなければ建築することはできません。用途地域の変更の内容を申し上げますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、旧利根中学校跡地は都市計画法上の用途地域が現在第一種中高層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域であります。ですから、旧利根中学校跡地は物品販売業を営む店舗や飲食店等の床面積が500平米以内に制限されております。

また、第2グラウンド跡地は、兼用住宅で非住宅部分の床面積が50平米以下の建築物の延べ面積の2分の1未満のものに制限されております。

今回の大型商業施設設置事業計画を満すためには、1店舗当たり3,000平米以上の床面積を確保する必要があります。また、各種娯楽施設を設けるには、商業施設または準工業地域が理想でございますけれども、準住居地域が最低条件となります。さらに、先ほど申し上げましたように、県知事の決定が必要とされる用途地域の変更が条件となります。

以上のような条件をクリアすることによって、初めて大型商業施設の建築といえますが、進出が可能になってまいります。

町は旧利根中学校跡地の利活用を考慮いたしまして、総合振興計画第3期基本計画策定など、土地利用構想とあわせて大型商業施設を含む利活用を地区懇談会で情報提供しようとして準備をしておりました。その矢先、11月2日に日本レーシングサービスから、旧利

根中学校跡地に場外馬券売り場を設置したいとの申し入れがあったわけでございます。

このように、旧利根中学校の有効活用につきましては、その時点で2件の案件が来ておりましたので、11月30日、12月1日に開催した地区懇談会において、総合振興計画第3期基本計画施策素案の概要の説明とあわせて住民の皆様方に情報を提供し、旧利根中学校の有効活用の方向性についてご意見を伺ったわけでございます。

地区懇談会で旧利根中学校の有効活用の方向性について、後日、文書でご意見を出していただきたいとお話をしておきましたところ、旧利根中学校跡地につきましては、町が活性化するための活用をしてほしいとのご意見をいただいたところでございます。

その後、12月21日に日本レーシングサービスの担当者より、場外馬券場の概要について各課長に説明がされております。

以上が、昨年の流れでございますが、その後、場外馬券場の話だけが先行いたしまして、借用し利用したいとの申し込みの段階が即、誘致するのかもしれないのか、行政が置いてきぼりになってしまった、そのような状況でございます。

また、計画を確認するための資料の提出につきましては、今年2月上旬に依頼をいたしましたが、まだ提出されていない状況でございます。

そして、3月14日に日本レーシングサービスの社員が旧利根中学校の視察に来ております。現状の把握に、また資料作成のための調査に来られたのかなとも思っております。

そして、4月16日に日本レーシングサービス社長が表敬訪問に来ておるところでございます。

日時は前後いたしますが、2月19日に全日本青少年育成会とレイクサイドくきざきの方が旧利根中学校を活用したいと下見に来ておりますけれども、3月17日に、計画を進めることは難しいとの電話連絡をいただいたところでございます。

このような流れの中で、総合振興計画第3期基本計画策定にあわせて、総合振興計画の根幹である基本構想における人口フレームの見直しを行うとともに、土地利用基本構想における基本方針を活力に満ちた魅力ある産業基盤づくりを推進するとの方向を打ち出したところであります。

また、市内の土地利用ゾーンニングにおいて、商業交流拠点を設定し、大型店舗を含む商業地の形成や新たな産業の促進エリアとして、時代の流れや地域特性に適合した商業の複合的な組み合わせ等を模索した新しい産業の展開を図るエリアを設けて、限られた町内の土地を有効活用し、活性化を積極的に図っていききたいとの思いを表現したところでございます。

一方、利根町はまちづくりを推進するため、将来都市像を定めた利根町都市計画マスタープランがございます。この都市計画マスタープランは、平成32年度を目標年次に町の都市計画に関する基本的な方向を定めたものでございます。総合振興計画と整合性のとれた町の調和ある発展と秩序あるまちづくりを展開するために、平成11年3月に策定したもの

でございます。先ほど申し上げましたように、総合振興計画の見直しを行ったことにより、都市計画マスタープランとの乖離が生じております。その整合性を図るため、見直し作業を今進めているところでございます。

今後、都市計画マスタープランの見直し素案を策定し、地区集会等やまちづくり協議会などで意見を伺いながら原案を決定した上で、最後に都市計画審議会、これは町でございますけれども、審議会に諮問し、審議した後、適切であるとの答申を受ければ、これを公表という形になります。

私といたしましては、本年末にはこの都市計画マスタープランを完成させたいと考えております。そして、来年3月までには茨城県都市計画審議会において審議し、都市計画区域内の用途地域見直しを決定していきたいと考えているところでございます。

このように、これらの手続が完了して初めて旧利根中学校を初めとする町内の土地の高度利用を図ることができ、利根町再生のためのまちづくりが可能となるということでございます。ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

また、情報等を提供する段階で、少し舌足らずがあったかと思しますので、お許しをいただきたいと思っております。

また、具体的な施策についてとのことでございますが、今お話をいたしましたように、都市計画マスタープランの見直し作業と用途地域の変更するための作業に入ったところでありまして、変更後はさらに何らかの出店、または利用したい旨等のお話がふえるものと期待しております。これらお話をいただいた中から、町の置かれている状況を勘案し、具体的な活用策を見出していければと思っております。

次に、町道103号線の改修工事についてでございますが、この件に関しましては、昨年の6月議会でも議員から同じ質問がされておるわけでございますけれども、その答弁の中でも申し上げたかと思っておりますが、改修を要望されております区間790メートルを工事費に概算いたしますと約1億円かかります。そのほか、議員ご指摘の地下埋設物の上下水道等でございますけれども、まだ調査はしておりませんが、調査によりましては改修あるいは布設替えの必要が出てくると、さらに工事費がかさむと思われれます。

これらを考慮いたしますと、1年前の利根町の財政状況よりも今年、また、さらに来年と財政状況が悪化している中で、新たに年次計画に位置づけることは大変難しい状況だと思っております。

今後の財政状況、事情等を考慮して、補助事業などの有効な手法を取り入れながら検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、西村議員のご質問にお答え申し上げます。

旧利根中学校校舎内の備品の管理についてのご質問でございますが、教育委員会としましては、旧利根中学校の使用可能な備品につきましては、原則すべて現在の利根中に移動するという指導をしております。

統合時には統合する両校で管理している備品の使用可否を確認し、使用不可能な備品は廃棄処分をし、移動する備品の抽出を行っております。運搬の困難な大型備品、コンピューター機器等については、運送会社に委託をしまして移動しております。しかしながら、現在の利根中にすべての備品の保管場所を確保することができなかつたため、一部の備品をそのまま残すことになったものでございます。

廃校の4月までに必要となる備品を優先的に移動し、新学期以降については、現在も随時必要時に教職員が運搬をしている状況でございます。利根中学校では、現在も旧利根中学校を備品の一時保管庫的な扱いをしている状況でございます。

また、中学校で使用しない備品につきましては、小学校等のほかの教育施設への使用も進めているところでございます。

現在、旧利根中施設内に一時保管している所管の備品につきましては、再度総点検をするよう学校側に指導したところでございまして、教育委員会としても備品の有効活用と適正な管理に努めていきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 西村重之君。

3番（西村重之君） 2回目の質問に入ります。

今ご回答をいただいております利根中学校校舎内の備品の問題ですけれども、先般ちょっと見学する機会がありまして拝見させていただきました。これは4月の下旬であります。その中をちょっと見るだけでも目に余るものがありました。それは何かと言いますと、旧利根中学校に在籍されていた子供たちが、クラブ活動等で仲間と汗水たらし努力し頑張った結果の賞状、トロフィー、盾、その他いろいろなものが廊下等に放置されたままで、無残な姿であったと。こういうものは子供たちにとって大事に保管していただくのがいいのではないかと考えております。このような状況を見ますと、本当に涙が出そうになりました。このような状況の中では卒業生に対して申しわけがつくかどうか、本当にかわいそうで仕方がない。こういう問題について、教育指導者として何とも思っていないのかどうか、その辺も再度確認をとりたいなと考えております。

その中でちょっと目についたのは、パソコン、それから、まだ使用可能なピアノ、ソファ、料理室にある食器、校長室にある立派なソファ、いろいろ多種多様にわたり放置されたままになっております。現在の利根町の財政を考えれば、何らかの処理方法があったと考えるわけですけれども、例えば売却できるものは売却する。売却といっても、町民の方にも欲しいなという人もいらっしゃいました。そのような形の中でもう少し指導していただき、早急に処分していただきたいなと考えています。これは、統合してから1年数カ月たったわけですから、このままほうっておくと、ほこりをかぶり、備品としての

扱いができなくなってくる可能性も十分考えられると思います。逆にそういう形の中で、また処理費用も多分にかかってくるであろうと考えております。

それと並行した中で、平成20年4月に統合している小学校にもこういう問題が発生してくるのではないかとこの考えがあります。それらの形のもを今後どういう形で処理を考えていくのか、再度お伺いしたいと考えております。

次に、2点目の旧利根中学校跡地の利活用についてでございます。

利根町だけではないのですけれども、少子化に伴う生徒数の減によって、これは平成16年9月だと思います。中学校統合検討委員会が発足し、検討の結果、平成19年度から統合スタートということが決定しております。この決定をしたのは、平成17年9月に発行されている広報とねにも一応記載されております。そういう状況の中から、ちょっと時間がたち過ぎているのではないかと。だから統合ということになるといろいろな問題の整理等を考えていくべきではないかと考えております。その点は前向きに検討されたかどうか、それは確認をとってみたいとわかりません。その辺をちょっとご答弁いただきたいと考えております。

その答申の中に入っていました一つ目に、統合に当たっての基本的配慮についてのうち、これまでの学校の歴史や伝統を何らかの形で記念として残すよう配慮すること、2番目に、旧利根中学校跡地の対応については新たな活用策を検討することというのが、この2項目がうたわれています。だから、こういうのをうたわれている以上、速やかに検討実施していくべきではなかったのかなと考えております。

次に、平成18年6月発行の広報とね号外による利根町集中改革プランにおいて、児童生徒数の減少が進む中、小学校、中学校の教育環境の維持向上のために統廃合を図ることが記載されております。活用策について何らうたわれていません。また、平成21年度までの目標効果額24億9,600万円の中にも、旧利根中学校跡地の歳入確保等について何ら含まれていないということです。なぜ答申の中身を無視しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

平成20年5月9日発行の利根町集中改革プラン追加版で発表された旧利根中学校跡地の有効活用が、平成21年度から実施計画であります。現在までの動きなどを見ると心配ではありません。本当に計画どおり実施できるのか、再度質問します。

また、建築物は使用しなければ老朽化の進むのが早い、手のつけようがなくなります。外部からの侵入も可能であり、この荒廃したまま、外見上、見ずばらしい状況になりかねません。さらに経費も膨らんでいきます。住民の負担にならないよう願っています。

次に、3点目の103号線の改修工事であります。

先ほど町長からも答弁がありましたけれども、昨年6月に私も質問しております。ただ、財政がない、ないという中で、やはり住民が安心して生活できるように取り組んでいくのが住民サービスではないのかと考えております。

最後にちょっと確認でございますが、昨年6月の定例会議において、茨城県では道路管理に関する補助制度がなく、国県にこれらの改修を要望していきたいと町長が答弁されています。また、利根町独自に国土交通省道路局長に5月に意見書を提出したと聞きましたが、その後、結果はどうなったのか、お伺いします。

103号線の改修工事に絡み、最後の質問でありますけれども、調査された年はちょっと忘れたのですけれども、多分四、五年前かなと感じております。これは高齢者対策の一環として道路と歩道の段差調査依頼がありました。各地区で調査報告がなされたと思いますが、現状を見る限り改善された形跡はありません。高齢者、障害者等の住民に配慮した安全で快適な歩行空間を形成するために、バリアフリー新法に基づき、幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、勾配の改善も含め速やかに改修工事をお願いしたいと願っております。この改修工事につきましては、周辺住民から何とかしてほしいと再度の要望性もあります。また、昨夜ちょっと耳にしたのですけれども、署名運動を始めようかというような動きも出始めてきています。それらのものを十分考慮して、何らかの形で改修工事の計画をお願いしたいと考えております。

以上、再度質問をします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） まず、1点目の旧利根中学校の備品等と、その後の検討委員会でのいろいろな検討された中での答申と申しますが、行政に対するいろいろな意見が提出されたということでございますが、それらは、私どもといたしましては前向きに検討しているところでございますけれども、その内容等ちょっと資料が手元にはございませんので、教育委員会の方からその辺、再度答弁をさせたいと思います。

それから、跡地利用につきまして、いろいろと時間がかかり過ぎるのではないかと申すご指摘がございました。確かに時間はかかっております。今申し上げましたように、町の計画も変更しなければならぬ、また、その計画も県の審議会にかけなければならぬという一連の作業がございますので、どうしてもこれは時間がかかるということでございます。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

それから、道路につきましては、建設課長の方からその後の状況について答弁をさせたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、お答え申し上げます。

統合委員会において、いろいろな形で答申を受けてお申して、跡地利用につきましては、早急に決定していただきたいということで、今、町の方でも検討していただいているところでございます。

それと、旧利根中施設内にある、まだ使える備品につきましては、すべて使用していくということで、教育の一環として物を大事に使い引き継いでいくということが行われるべきであると考えております。

町で購入した備品につきましては、PTAなどから寄附された備品も何点かございます。中にはかなり古い大型の耐火金庫、また故障している電化製品なども確かにございます。これらにつきましては処分にかかる費用がかかるということもございまして、一時保管しているということもございます。跡地が本活用されるまでの間、今後もまだ一時保管しておかなければならない使用可能なピアノ等も確かにございます。ただ、ピアノにつきましては、もともと3台ございまして、1台は生涯学習センターに現在移動してございます。もう1台につきましては、近々文小学校に移動する予定でございます。

パソコンにつきましては、現在置いてあるものは使用不可能でございまして、これは処分の対象として考えております。

いずれにいたしましても、今後備品の適正な管理に努めていきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、私の方から103号線の整備についてお答えを申し上げます。

まず、初めに、昨年の6月に西村議員の質問の町長答弁の中で、今現在、道路の維持管理に関する補助制度がなかなか見つからない、ないと、それから、国県にこれらの補助制度について改定を要望していきたいと申し上げたかと思えます。その中で、先ほど町長も申し上げましたけれども、西村議員も重々承知されているかと思えますが、道路の整備、103号線に限ってですけれども、道路整備だけで約1億円強の事業費を要するというところで、道路だけの補助整備を探すことはできませんでした。

今も申請中ですが、ことし道路整備を計画していますのは、八幡台、布川台の道路整備排水工事で2カ所、事業費で約2,000万円ほど計上してあります。それから、ことしから事業に着手したいと考えおりますスーパー堤防事業、これにつきましても国からの支出金は別にいたしまして、土木費としまして1億円弱の予算を計上させていただいておりますけれども、その中の補助事業としまして、まちづくり交付金制度というのがございます。それを今申請しておりまして、3割から4割の交付金が得られるという事業がございまして、そちらの方に103号線もかけられればなと考えは持ったのですけれども、先ほど町長も申し上げましたように、地下埋設物がございます。下水道についても汚水と雨水がございまして雨水管、污水管、上水道につきましては水道課はお金持ちなので何とかなるかと思っておりますけれども、それを換算しますと、最低、道路整備の倍の予算措置が必要だろうなと。この雨水管と下水管についての補助事業が今ちょっと見つからないのですね。

先ほど町長が申し上げましたけれども、詳細な調査はまだ地下埋設物はしていませんけ

れども、30年経過しているということで、かなり老朽化をしているのだらうと考えます。それらの事業費を足していきますと、2億円から3億円の事業費を用意しなければならない。ただ、これは単年度に実施するという考えは町の方でもございませんけれども、町財政の大変逼迫している中で、今、国の事業としまして補助をつけますよというのは、短期間に整備をなさというのが指導の根本なのです。短期間といいますのは、5年以内に整備しなければその補助事業は認めませんよというのが国の方向性ですので、その中で5年間で事業費を算出しますと約1年間で6,000万円の事業費を用意しなければならない。その辺から道路の補助事業等は4割弱の交付金制度ですけれども、その辺は一応建設と模索しまして、そういうのがあるというのは把握したのですけれども、下水道に関しての補助事業がなかなか見つからないということで、ちょっと頭を悩ませているところでございますので、また下水道についても調査を引き続き進めて、調査といいますか、その辺も各市町村で下水道の維持管理についての補助制度も認めてくれよという話も出ていますので、その辺も勘案していきたいと思っております。

それから、103号線に絡みました道路の調査が四、五年前にあったということですがけれども、私、四、五年前から都市建設課におりますけれども、その出した記憶はないので、5年から10年前の間なのかなと考えます。

その中で要望があったかと思えますけれども、曲がり角、メイン通りから各街区へ入るコーナー、コーナーに歩道の切り下げはしたのかなと、バリアフリーでないのですけれども、歩道の両端の切り下げはしたのかなと思っております。

確かに早尾台の方から以前から道路の整備、歩道のバリアフリーも含めまして要望が来ているのは重々承知しております。この中で昨年も町長が申し上げたかと思えますけれども、町が道路整備をしたいという中を事業費換算しますと約18億円が必要であろうと推測しております。

例えば103号線もそうですけれども、中谷地先から立木地先までの基盤整備で創設しました112号線の整備、これも用地確保はできているのですけれども、事業着手に至っていない。また、文間地区の方におきまして、まだ下水道整備が未整備な地域におきまして、道路が下がりU字溝が下がっている中で家庭内排水管を接続しているのですけれども、ちょっと雨が降ったときには宅内に逆流してしまうと、そういうような道路も多くあります。その中で西村議員が言われる103号線も入っているわけですがけれども、町内各所に整備しなければならないところ、やりたいところでなく、整備しなくてはならないところが多く出ているのです。ただ103号線につきましては、西村議員ご指摘のとおりバス通りでもありますので、優先順位は高いところであろうと考えております。ただ、何せ事業費が、今の財政状況でいきますと膨大な事業費になるのかなというところですので、今後、財政課の方と財政状況を精査していただきながら、補助事業等を絡めてやれるような政策を引き続き検討していきたいと、以上でございます。

議長（岩佐康三君） 西村重之君。

3番（西村重之君） 最後の質問でございますけれども、教育の方で確認をとりたいと思います。

先ほども申し上げましたように、汗水たらして獲得した賞状とかトロフィー、これらの処理ですね、どういう形で今なされているのか、それを最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、お答え申し上げます。

議員ご指摘のトロフィー、それから、賞状等につきましては、確かに貴重な今までの卒業生、並びに保護者の皆様方の貴重なメモリアルだと思っております。これにつきましては、現在、中学校の方に指導いたしまして、すべて中学校の方に移動させていただきます。

議長（岩佐康三君） 西村重之君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

2番通告者、8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） おはようございます。佐々木喜章でございます。通告順に従いまして、井原町長の今年度の施政方針につきまして質問をさせていただきます。

施政方針に対する質問については、本来、第1回定例議会におきまして行うものですが、一般質問は通告制で行っておりますので、今回質問をさせていただきます。

それでは、まず、防災と交通安全・町民生活関係についてお伺いいたします。

5月12日に中国の四川省を震源地とした震度7.8の大地震が発生しました。この地震における被災者は全体で約580万人、うち死者が約7万人、負傷者が約37万人となっており、まだ死者や負傷者がふえる可能性があるとの報道されております。私たちが住んでいるこの茨城県南部地域も、近い将来には大地震が発生する可能性があるといわれております。そこで、防災と交通安全、町民生活関係について5点、質問をいたします。

1点目といたしまして、小中学校の統合に伴い避難場所がわからない町民もいます。各地区の避難場所がどこなのか、早期に町民に対して知らせるべきではないでしょうか。

2点目、公共公益施設の耐震関係はどうなっているのでしょうか。

3点目、これは水害を対象にしているものですが、災害ハザードマップを早急に作成するべきではないでしょうか。

4点目は、交通安全についてですが、小中学校の統廃合に伴いまして、新しく通学路に指定した道路、または以前通学路として指定していましたが、統合に伴い通学路としなくてもよい道路が存在すると思います。学校周辺の通学路は交通規制の制限がかかっています。この制限は通学路の時間規制となっておりますが、統合したことによって通学路としての目的がなくなった道路の交通規制については、関係機関に働きかけて速やかに解除すべきではないでしょうか。

5点目、ことしの4月から乗合タクシーの運行を行っておりますが、利用状況はどうなっているのかお尋ねします。

次に、産業の振興についてお伺いします。

日本の農業自給率は現在39%となり、年々農産物を外国に依存する傾向にあります。このままいくと、まだ自給率が低下するのではないのでしょうか。しかし、外国で何かあったときは供給できなくなる可能性があります。そうなったときに自給率を上げようとしても、一度荒らしてしまった農地等はすぐには戻りません。そうならないために、利根町においても農業自給率を上げるためにいろいろな方策を講じていると思いますが、施政方針を見ると、昨年度と今年度の内容がほぼ同じになっております。やる気のある農業生産者を支援するとしていますが、具体的にはどのような対策を講じているのか、お聞かせください。

2点目に、商工業ですが、利根町の個人商店等は現在非常に厳しい状況にあります。毎年、商工業における経営体質の改善や強化を支援するとしていますが、具体的には何をやっているのでしょうか。実績もお聞かせください。

次に、行政改革の推進についてお伺いします。

ことしの5月9日に集中改革プランの追加版が配布されました。内容を見ると、4項目21施策について新たな追加と一部内容の変更を行うものでした。そこで、3点ほど質問いたします。

1点目、集中改革プランの追加は、21年度から公共料金等の負担増をお願いする案となっております。町長はこれらのことについてしっかり説明する責任があります。説明会等を行い、きめ細かに対処するべきではないでしょうか。

2点目、昨年度の施政方針におきまして、行政評価を行うとありますが、その結果はどうなっているのでしょうか。今年度も行うのでしょうか。お答え願います。

3点目、町有地を有効に活用し、財源の確保につなげたいとしていますが、今まで何をやってきたのか、お尋ねします。

また、今後の予定はどのように考えているのかお聞かせ願います。

以上、今年度の施政方針の3項目合計10点につきまして、井原町長にお答えいただきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

まず、初めに、災害時の避難場所についてでございますが、昨年発行いたしました広報とね9月号に、保存版で利根町防災マップを掲載し、指定避難場所等をお知らせしたところでございます。

その後、これら避難場所の変更はございませんけれども、今年4月に小学校が統合し、また、保健センター、福祉センター等も統合いたしました。これら統合によって、現在施設の名称が変更になっているところがございます。国内のみならず、今議員がおっしゃったように、世界各地で大規模な災害が発生しております。議員ご指摘のとおり、避難場所につきましても、町民の皆様も大変心配されていることと存じます。これから台風シーズンを迎えるに当たりまして、防災対策については広報とねにより周知を図ってまいりますが、その中で避難場所についても、新たな名称に変更してお知らせしたいと考えております。

次に、公共公益施設の耐震関係でございますけれども、この耐震関係につきましては、議員ご承知のように、昭和56年6月1日の建築基準改正法による設計基準に基づき設計されているかが基準となるわけでございますが、この役場の庁舎を初め、保健福祉センター、すこやか交流センターや国保診療所は、この建築基準法改正後に建築されておりますので、耐震基準は満たしているものと判断をしております。

しかし、水道課の浄水場管理棟につきましては、建築基準法改正前の建物でありますので、平成18年度に耐震診断等工事实施設計を行いまして、平成19年度に耐震工事を完了しております。

また、教育関係の施設でございますが、初めに、学校施設の耐震補強の状況でございますが、平成12年度に文間小学校の校舎、平成14年度には文小学校の南側の校舎の耐震補強工事を実施しております。なお、文間小学校と文小学校の体育館につきましては、耐震診断の結果、耐震補強工事が必要であるとのことから、今後、計画的に実施をしていかなければならないと考えております。

また、布川小学校と利根中学校の2校は、新耐震法で設計された建物でございますので、耐震補強工事の必要はないと考えます。

その他の施設でございますけれども、生涯学習センターにつきましては平成14年度の建築、公民館につきましては平成60年度の建築、図書館につきましては平成8年度の建築、コミュニティセンターにつきましては平成7年度の建築で、いずれも昭和56年6月以降の建物でございますので、耐震基準は満たしているものと考えております。

次に、洪水ハザードマップの作成の件でございますけれども、ご承知のように、作成につきましては今年度の予算に計上しておりまして、既に作成作業に取りかかっております。作成中のハザードマップは過去のデータを踏まえまして、利根川が大雨によって増水し堤

防が決壊した場合と、浸水想定に基づいて浸水する範囲と浸水深、並びに避難場所をお知らせするものでございます。いざというときに適切な行動がとれるように、家庭や地域、そして職場などで役立てていただけるよう、できる限り早急に作成し、町民の皆様方のお手元に配布したいと考えております。

次に、小学校関係につきましては、教育委員会の方から答弁をさせます。

次に、乗合タクシーの利用状況はどうかというご質問でございますが、4月7日から運行を始めました。利用できる方は利用登録をしていただいて、運行時間の30分前までに電話で予約してから利用いただいております。また、朝と午後は4月から統合された文間小学校の児童スクールバスとしても利用をいただいております。

5月末現在の登録者は530人、4月中の利用者は、一般利用者は82人、児童は752人で、延べ834人となっております。一般の利用者の行き先は、病院への通院、竜ヶ崎駅までの送迎、スーパーマーケットなどへの買い物などが主なものとなっております。

また、5月に入りまして利用者がふえているものと思います。

乗合タクシーは今後も老人クラブへの周知や広報とねを利用したPRなど、さまざまな機会を活用していきまして利用促進をしていきたいと考えます。

大きな2番目の産業の振興のAの部分でございますけれども、やる気のある生産者支援についてでございますが、農業部門ではあくまで生産調整達成者が条件になりますが、農業経営の規模拡大や農業経営近代化を進めている農家に対し、営農機械購入への補助、営農資金の融資への補助や平成18年度に利根町地域担い手育成総合支援協議会を組織いたしまして、農業改良普及所とともに営農相談や税理士による農業税務講習会などを開催し、担い手の育成に努めております。

また、平成19年度から平成21年度までの3年間を、国では集中改革プランとして担い手の育成確保に集中的かつ重点的に取り組んでおります。この中で新たな発想に立った担い手支援策といたしまして、個別経営でも助成の対象になる地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業が平成19年度からスタートしたところであります。当町におきましても、一経営体がこの事業で茨城県下での第1号となる助成を受け、農業経営基盤強化を図りました。また、商工業部門につきましても、経営改善資金融資への補助及び利根町商工会とともに経営相談を行うなど、やる気のある生産者といえますか、商工業者を対象に支援を行っておるところでございます。

また、今年、利根町地産地消推進協議会を巻き込んで、農、商、工が一体となり町の産業を盛り上げようと、みずからの手で利根町地場産業推進協議会を発足させ、やる気のある人たちが集まり利根町の産業界を発展させようと、今、活動を始めたところでございます。

当初は、利根町の特産物や商店を多くの消費者に知っていただこうと、PRや直売に力を入れているとのことで、暖かく支援、援助していきたいと考えているところでござい

ます。

次に、商工業における経営体質の改善や強化支援についてでございますが、利根町商工会が把握している本町の商工業者は、平成15年度の277業者に対しまして、平成18年度には246業者に減ってきております。こうした状況の中で、消費者のニーズや社会情勢の流れにどうかしようとする商工業者が見られる一方、近年の消費者や社会を取り巻く情勢には対応仕切れない商工業、特に商業に多く見受けられます。今後の商工業のために、町といたしましては、利根町商工会と連携を図りながら、経営者の産業、経済に関する専門知識を高め、現在の消費者時代に即した商工業を育成するよう、商工会が中心となり経営指導員による指導強化や専門委員による経営診断などを行い、経営の近代化や経営能力の向上、体質改善など、商工業が行っている指導の相談を支援していくとともに、商工会の事業及び経営者が受ける経営資金融資についての補助などで支援を行ってまいりたいと考えます。

3番目の行政改革の推進でございますが、利根町では集中改革プランを平成18年6月に策定をいたしまして、平成17年度から平成21年度までの5カ年間で総額24億9,600万円の目標効果額を掲げ、現在、全庁総力を挙げて行政改革を進めているところでございます。

集中改革プランの策定から約2年が経過いたしまして、今後さらなる行政改革を強力に推進するとともに、社会情勢の変化に伴い、集中改革プランの追加版の内容のとおり、4項目21施策について、新たな施策の追加と一部内容の変更を行うとすることでございます。

そして、今回の集中改革プラン追加版の内容を町民の皆様方にお知らせするために、先月5月9日に全世帯にお知らせ版を配布したところでございます。

あわせて、利根町総合振興計画基本構想の改正に伴い、将来人口と世帯数の想定をグラフにあらわしてお示するとともに、まちづくりの基本となる土地利用の基本方針の構想図を掲載して、活力に満ちた魅力ある産業基盤づくりや商業、交流などの拠点づくりの方向性をわかりやすく説明したものを、お知らせとして配布したところでございます。

この集中改革プラン追加版で盛り込んだ21施策の中で、実施期間が平成19年、21年度となっている11施策につきましては既に実施しているもので、当初に策定した集中改革プランに盛り込まれていないものを今回追加し、実施しようとするものでございます。

また、実施期間が平成21年度となっている施策につきましては10施策でございます。この10施策の中には、都市計画税の見直し、一般廃棄物の廃棄物処理手数料、公共施設使用料及び使用料の減免等々、以上8施策がございますけれども、直接町民の負担に関係するものでございます。これらの見直しにつきましては、あくまでも方向性を示したものでございまして、今後町民の皆様方、また、それぞれの審議会、運営協議会などにおいてご意見をいただき、いろいろと検討して内容を集約していきたいと考えております。

その後、いろいろなお意見をもとに見直しの内容を含めご理解いただくために、町民の皆様方に提出することを考えておるところでございます。

また、利根町のまちづくりの行き先を示す羅針盤である総合振興計画に盛り込まれた内容をもとに、集中改革プラン及び集中改革プラン追加版を着実に実施していくことにより、歳出の削減と歳入の確保とあわせ、財政基盤の強化を図るとともに、総合振興計画の目標達成に、また利根町再生につなげていきたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、事業評価についてでございますが、昨年度は事業評価を実施する予定で作業を進めてまいりましたが、第4次利根町総合振興計画第3期基本計画策定の年でありましたので、各課の第3期基本計画の事業計画調書によりまして、町が取り組む事業を整理いたしましたので、これを事業評価として活用させていただきました。この調書は、第3期基本計画の施策の基礎資料としてのほか、5カ年事業計画調書としても活用をいたしました。

評価の方法でございますが、原則として現在進めております集中改革プランに沿った事業査定により、採択、見直し、不採択、継続などの決定を行いました。

事業計画調書の提出された事業は301事業で、平成17年度新規採択事業45事業、平成18年度新規採択事業7事業、平成19年度新規採択事業31事業の83事業について、特に担当者からヒアリングによる聞き取り調査を行いました。301事業のうち、採択及び継続事業は272事業、不採択は10事業、事業変更等は19事業でございます。今後は、事業評価の方法についてさらに精査していきたいと考えております。

次に、町有地の有効利用の件でございますが、旧利根中学校の跡地の利用につきましては、さらなる高度利用のための用途地域の変更をするため、そして平成19年度に策定いたしました町振興計画の基本構想の一部見直し及び第3期基本計画との整合性あるまちづくりを進めるために、都市計画マスタープランの見直しを行うことが必要になったことから、作業に着手したところでございます。

遊休町有地につきましては、原則売却するという方針をもとに処分をしております。平成19年度の実績は8筆、合計面積は1,368平米、売却額は総額136万8,000円となっております。

今後も処分を進めていきまして、現在、5筆約2,400平米を処分する予定で進めているところでございます。

先ほどの答弁の中で、「平成」と「昭和」の字句が誤ってございました。まだ「平成60年」にはなっておりません。「昭和60年」の誤りでございます。申しわけございません。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、佐々木議員のご質問にお答え申し上げます。

小学校の廃校に伴いましての交通規制の解除というご質問でございますが、旧布川小学校への通学路に設置されております時間規制につきましては、現在も一部必要なルートが

あると考えております。

八幡台地区から旧利根中前の県道千葉竜ヶ崎線の歩道橋を渡りまして、旧布川小学校の前を通り布川神社下におりてくるルートでございます。現在も布川小学校への通学路としてそのまま指定されておりますので、これにつきましては、教育委員会としましては、この場所についての規制につきましては現状のまま必要であると考えております。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） 井原町長から今年度の施政方針の3項目、合計10点につきましてご答弁をいただいたわけでありますが、再質問をさせていただきます。

まず、災害における避難場所は町民にわかりやすく明確に示すようにしてください。災害時は冷静さを欠いている場合が多いので、思いもよらない二次災害が発生する可能性があります。

また、公共公益施設の耐震補強状況もあわせて町民に公表するようにしてください。

乗合タクシーにつきましては、利用者によりよい交通手段となるよう、現状に合った方法を見出し、改善等を行いながら進めていただきたいと思います。

産業の振興につきましては、農業経営の難しさ、商工業に対する利用者の変革等があり、経営者自身みずから考え方を変えていかなければなりません。行政としてできるだけのことは行うようにいただきたいと思います。

次に、通学路の交通規制の件ですが、通学路は毎年学校が決定し、教育委員会に報告していると聞いております。その通学路に交通規制が必要であれば、取手警察署を經由して茨城県公安委員会に交通規制の要望をしていると思います。学校が言ってこないからそのままにしているようでは、問題があるのではないのでしょうか。やはり、その辺はしっかり整理するべきだと思います。

今回私が質問したのは、通学路として必要がなくなれば交通規制もあわせて速やかに解除するべきではないかと言っているのです。なぜなら、その道路を利用して生活している住民もいるわけで、交通規制が解除になれば、通行許可を得なくても済みますし、住環境の改善になるのではないのでしょうか。再度、町執行部の考えをお聞かせください。

次に、行政改革の推進についてですが、来年度から公共料金等の値上げを行わないと予算が組めない状況になるわけですから、町民に協力をお願いしなければなりません。何も説明がなく集中改革プランの配布だけで済ませているのは問題があると考えます。何ごとも施策を講じてきた井原町長らしくないやり方です。私は、そういうふう思うのですが、やはり公共料金を値上げするにしても、最小限に抑える努力が絶対必要です。今の状況を考えると、町有地の有効利用、それも旧利根中学校の跡地利用が一番効果があると思います。

私は、この利根町の財政状況を少しでも改善しようと考え、旧利根中の跡地に地方競馬場外馬券場を誘致し、複合施設としての機能を持たせて地域のために有効に活用すべき

と考えております。そうすることによって税収も見込めることや、地域の活性化にもつながるはずですが、また、災害時の緊急避難場所としても使用でき、一番よい方法ではないでしょうか。今の旧利根中学校はガラス等が割られて非常に危険な状況であります。あのままにしておくことはできません。今のままでは犯罪が起きてもおかしくありません。非常に危険な状態にあることは、町長も承知しておられることと思います。そこで、町有地の有効活用について再度質問をいたします。

旧利根中学校跡地の有効利用を図るため、都市計画法で規定する用途区分を、現状の第一種中高層住居専用地域から大規模集客施設や企業の立地が可能となる第二種住居地域以上に引き上げる変更の手続きが必要となります。この手続きは、ただいま町長から説明があったとおり、用途区分の変更理由を町有地の高度利用を図るためとして、今後、県の都市計画担当課と調整を図りながら作業を進めることになるかと思いますが、決定は茨城県の都市計画審議会の審議結果を経て、最終的に国土交通大臣の同意によってなされるものであります。

そこで、場外馬券売り場の誘致問題に関しまして、これまでの町長の答弁によりますと、用途区域の変更手続きが済むまでは明言できないということです。しかし、これは裏を返せば、場外馬券売り場を誘致しないという考えであれば、手続きが済んでいない今のこの時期でも誘致しないということができるはずですから、やはりちゃんと手続きを踏んで用途変更を済ませ、施設の建設条件等がすべて整ってから場外馬券売り場の誘致というように公表していくのかなと、私は感じとったところでございます。

私も町の責任者の立場からすれば、例えば家の建築条件も整っていない段階の土地を指して、上物に建物を建てるなどは申し上げにくいことは十分理解しているつもりです。この辺の事情から、変更理由を町有地の高度利用を図るためとして、あえて用途を限定せずに申請するのかなと感じました。

しかし、現状と照らし合わせてみると、閉校後1年以上が経過し、具体的な事業構想が明らかとなっているのは、NRSによる場外馬券売り場設置事業の1件のみであることをかんがみると、その後の手続きに含まれる住民説明会の開催時において、単に土地の高度利用とする行政側の説明に対し、賛成派、反対派を問わず町全体に場外馬券売り場誘致問題が認識されている以上、住民からは、これを誘致するのか、またはしないのかと具体的な質問がなされるはずですから、結果として話がかみあわず、さらに混乱を来すとも予想されます。

また、この手順によりますと、手続き開始から国土交通大臣の同意を得て決定告示まで、半年から、場合によっては1年くらいの時間を要することになるかと思いますが、さらに、NRS側としても、これらもろもろの手続きが順番どおり進んだ後に町との交渉を始めることとなりますので、果たしてそれまで待ってくれるのか、その保証は一切ありません。仮にこの近隣市町村で民意と行政が一体となって誘致の方向性を示すようなことにでもなれ

ば、一気に持っていかれてしまう可能性もあります。

ご存じかと思いますが、この近隣に場外馬券売り場が設置されますと、再度この事業提案が持ち上がることはございません。そこで、私からの考えでございますが、今現在この問題に対しまして町じゅう至るところで議論されており、中には全く事実と違う話も伝播されている状況もあるようです。この件をいたずらに長引かせてもいいことはございません。また、相手方に対しましても誠実な対応とは言えないのではないのでしょうか。

やはりここで町長にリーダーシップを発揮していただき、町の財政状況や活性化のためにはどうしても場外馬券売り場の誘致が必要なんだと、これを誘致することによって住民負担をできるだけ抑えたいんだという思いを、早急に住民に示してはかがかかと思えます。その上で、NRSと複合施設等を含めた誘致の具体的な内容について話し合いを進めて、農林水産大臣への場外設置承認の申請を進めたらどうなのかと考えました。これによって、農水省は利根中跡地に場外馬券売り場を設置する可否について審査をし、適していると認められれば承認がおりることとなるのです。つまり、大臣承認があって初めてソフト面での条件整備が整うわけで、ここまできて初めて有効利用の道筋が立ったと言えるのではないのでしょうか。

また、町が用途を明確にすることで、公聴会における論点も見えてくるはずですし、さらには市町村の意見聴取で、町長ご自身が公営競技の場外発売所を誘致して町の財源に当てるとともに、町の活性化を図りたいと明言することで、県の都市計画審議会もスムーズに進行するのではないかと考えます。

これ以外にも、この手順によるメリットとして、先に大臣承認を受けたことが担保となりますので、仮に用途変更に多くの時間を要する事態が起きた場合においても、NRSを引き止めておくことが可能となるのではないのでしょうか。そこで、町長の考え方をお尋ねします。具体的にお聞かせください。

以上、通学路の交通規制と旧利根中の跡地利用につきまして、町長の真の考え方をお答えいただきたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、2回目の佐々木議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、第1点目の災害避難場所の件でございますが、今作業をしている最中でございますので、総務課長の方から今の現状をお話させます。

また、乗合タクシーにつきまして、私が先ほど申し上げましたように、5月は少し利用者がふえているというだけ申し上げましたのですが、詳細について、これまた担当課長の方から答弁をさせます。

それから、ご指摘のありました農業経営でございますが、確かにこの経営は難しいわけでございます。今年はさらに転作の強化なども来ておりますので、その辺の現状についま

して、これまた担当課長の方から内容を説明させたいと思います。

それから、公共料金の値上げにつきまして、確かに町民の皆さん方にこれはご納得いただくように、また現状を説明してご理解いただくようにしなければなりませんけれども、今回提出いたしました廃棄物処理等に関しましても、またそのほかに関しましても、現状をさらに個々に分析をいたしまして、これは、こちらから出向いて行って集会等で意見を聞くというのではなくて、今ある委員会、審議会等がございますので、そこで少し議論をして、その内容を、その方向性を検討していただいて、それから町民の皆さん方に行政の方からお話させていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、最後の町有地の有効利用でございますが、佐々木議員おっしゃるように、何でも手続からみんな知って、また財政状況もよく勘案した中でのご質問でございますので、なかなか言いにくいわけでございますけれども、先ほど西村議員の中でもご答弁したように、一連の手続がございますので、一つの手続を踏まえた中で、その見通しがつく状況でないと、行政といたしましては、これはこうだよと申し上げられませんので、ひとつその辺ご理解をいただきたいと思っております。ただ、この町有地の有効利用につきましては、町の将来の自主財源の確保に大きな影響を及ぼすことから、これは慎重に、かつ財源の確保が必ずできるような方向で考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、佐々木議員のご質問に答弁いたします。

まず、避難場所でございますが、避難場所を明確にして周知を図ってほしいということでございますが、広報とね7月号に防災マップを掲載する予定でございます。

また、町長の答弁にもありましたとおり、洪水ハザードマップ、こちらの方も現在作成中でございますので、この中でも避難場所については明記していきたいと考えております。

それから、通学路の交通規制でございますが、通学路の交通規制につきましては、ちょっと古いもので経過等はわからないのですけれども、当時、PTA等の要望によって警察の方が指定しているものかと思っておりますが、通学路が変更になったということもございますので、再度PTA等のご意見をお伺いしまして検討していきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

乗合タクシーの利用状況ということで、先ほど4月分について町長の方からお話がありました。5月分につきましては、合計で931名の方が利用されております。うち一般の方が129人ございました。

行き先ですけれども、一番多いのは関東鉄道の竜ヶ崎駅が一番利用者が多い状況になっ

ております。2番目、3番目、4番目については医療機関ということで、5番目に町内の買い物ということでございます。

利用されている中で幾つか苦情と申しますが、要望的なものがございまして、午後の時間をちょっと早目でほしいという要望がございました。これにつきましては、あとしばらく運行いたしまして、状況を見ながら、時間を変更できれば変更したいと考えております。

それと、利用上の苦情がございまして、3人の方が乗車されまして、そのときは車をおりるときは1カ所だったのですけれども、乗っておられるときに、2人目は違うところに行っておほしいとか、3人目はまた別なところでおろしてほしいという要望がございました。これはお断りしたわけですけれども、最初からおりる場所をご指定いただければ、そういう運行状況で運行できるのですけれども、最初そういうご要望がなくて1カ所ということだと、その次の置いた後に迎えにいかねばならない方もおりますので、乗車中に変更はちょっとできないような状況でございますので、それにつきましてはご利用いただく方にきちんと、乗るときに、最初からそういう場所を指定してほしいということでお願いした経過がございます。

今後につきましても、利用者の方が利用しやすいように、いろいろ工夫をしながら運行をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） 今後の利根町の農業経営についてですが、うちの経済課で取り扱っておりますのが、一人一人の農家の方の所得を上げる経営を推進してまいっております。

一つに営農機械の支援、また地産地消の支援、また、先ほど言いました転作が多くなっているのです。どうしたらいいかということで、転作しやすい農地をつくるということで、現在事業を進めています。

また、21年度より利根北部地区で着工ができるようになったということで、転作にも対応できるかという形で、現在進めております。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） 町長、担当課長から説明をいただきましてありがとうございます。

今回質問した今年度の施政方針における防災、交通安全・町民生活、農業振興、行政改革の推進、特に中国で起きた大地震のように避難場所もなくなってしまうようなことがないように、災害時の安全を確保するための避難場所の早期整備や旧利根中の跡地利用は、利根町住民の関心事です。執行部の対応一つでよくもなれば悪くもなります。

最後にいま一度、来年度以降の予算確保と旧利根中の跡地利用について町長のお考えを聞いて、私の質問を終わらせたいと思ひます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今、次年度というお話でございますけれども、利根町の将来的に自主財源、毎年入ってくる自主財源をいかにして確保するかというのが、今後の利根町の大きな課題であろうかとも思っております。ですから、今、いろいろとお話が出ておりますけれども、この用途変更をすれば、今は貸してくれよとか、売ってくれよとかいう2社が来ておりますが、そのほかにももっと別な利用の方法、あるいは事業者があらわれるのではないかと思っておりますので、それらを含めて今後皆さん方と意見を交わしながら、利根町の将来について、将来の財源の確保についてご意見を交わしていきたいと思っておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時44分休憩

午後 1時10分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

3番通告者、4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） 皆さん、こんにちは。3番通告、4番白旗 修でございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

1、場外馬券売り場誘致問題をなぜ放置したのか。

昨年10月に話があって以来、7カ月以上、町執行部はこの問題の解決に向けて何もしておりません。3月の議会では、業者に企画書を督促したけれども、業者から返事がないので説明できないと弁明されていまして。しかし、それは自分のみずからの職務怠慢を他人のせいにしていないかと私は思います。

また、3月議会以降、この問題について執行部はどのような措置を行ったのかを伺いたいと思います。

2番目、事業評価を庁内で実施すると言っておりましたけれども、どのような結果が出たか。

昨年9月の定例会で、平成18年度の決算に基づく事業評価を庁内の職員で行うと町長は答弁しています。どのような方法で評価し、評価結果がどうだったのか、お聞きしたい。

また、町長は平成20年度の予算編成に評価結果を生かすとも言っておりましたけれども、どのように生かしたかをお伺いしたいと思います。

3番目、教育委員会には「心」があるのか。

去る4月、昨年廃校になった旧利根中校舎を見学する機会がありましたが、現場に入っ

て私は我が目を疑いました。旧利根中学校生徒やそのOBの汗と涙の結晶である多くの賞状や盾やトロフィーが、ほこりにまみれて散乱していたのであります。生徒たちの大切な青春の1ページをこのようにぞんざいに扱う人々には「人間の心」があるのでしょうか。利根町公教育のトップにある教育長と管理責任のある教育委員会事務局長に伺いたい。

4番目、前期高齢者の国保天引きも配慮不足ではないか。

今、全国的に後期高齢者の医療保険制度が問題になっております。この4月から始まりました65歳から74歳の前期高齢者に対する国保税の年金天引きも苦情が多かったようです。苦情の最大の原因は、納税者が知らないうちに突然天引きされたことにあります。担当課ではどのように住民に周知されたのか、反省すべきところはないかということについてお考えを伺いたいと思います。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

まず、場外馬券売り場誘致問題をなぜ放置したのかとのことですが、平成20年第1回議会定例会でも、商業施設及び場外馬券場等の件につきましては、具体的な計画資料の提出をお願いしているところで、その後、その資料によりご意見をいただきたいと申し上げていました。

この件につきましては、地区懇談会で町民の皆様にも前もって情報を提供するということにより、さまざまなご意見、またお考えがいただけるものと思ってお話をしたものでございます。ですから、場外馬券売り場を誘致するとか、しないとかということは、このときも、今もお話はしていませんし、また、できませんので、ご理解をいただきたいと思います。

旧利根中学校跡地の利活用につきましては、平成19年度に策定いたしました町振興計画第3期基本計画の見直しの中で、町民の方々からいろいろのご意見をいただきました。そのご意見を総合いたしますと、町にとって有効かつ活性化のために活用してほしいとのご要望でございますので、旧利根中学校の跡地の高度利用をしていくため、町振興計画基本構想の一部見直し及び第3期基本計画の策定を行い、また、まちづくりを推進するために、将来の都市像を含めた都市計画マスタープランの見直しも高度利用のためには必要でありますので、庁内に見直しのための組織を立ち上げまして、今、作業に着手をしたところでございます。

集中改革プランにおいても、財政運営の適正化として自主財源の確保に努め、町政運営の基盤である財政運営の改善を図る必要があると推進項目の計画にありますので、この計画に沿って、多少時間がかかりますけれども、取り組んでいるところでございます。

19年2月に活用したいとの申し入れがありました商業施設設置の件につきましては、本年5月26日に計画資料の提出がございました。今後も、町も用途変更の手続が進みますと、

現在お話がある2件を含め、そのほかにつきましても計画資料の提出があるものと期待をしておりますので、そのときにはまた情報を皆様方に提供していきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の事業評価についてでございますけれども、先ほどもちょっとお話しておりますけれども、昨年は事業評価を実施する予定で作業を進めてまいりましたけれども、第4次利根町総合振興計画第3期基本計画策定の年でありましたので、各課の第3期基本計画事業計画調書により町が取り組む事業を整理いたしましたので、それを事業評価として活用いたしました。この調書は3期基本計画の施策の基礎資料としているほか、5カ年事業計画調書としても活用をしました。評価の方法は、原則として現在進めています集中改革プランに沿った事業査定により、採択、見直し、不採択、継続などの決定を行ったところでございます。

事業計画調書の提出された事業は301事業、また平成17年度新規採択事業45事業、平成18年度新規採択事業7事業、平成19年度新規採択事業31事業の83事業について、特に担当者からヒアリングによる聞き取り調査を行ったところでございます。

301事業のうち、採択及び継続事業は272事業、不採択は10事業、事業変更等は19事業でございました。今後は、事業評価の方法についてさらに精査していきたいと考えております。

また、平成20年度の予算編成に評価結果をどのように生かしたかとのことでございますが、採択した事業及び変更した事業、また不採択の事業について、その査定結果を各課に周知し、これに基づいて予算編成を行うよう指示したところでございます。

3番目については、教育委員会の方から答弁をさせます。

次に、4番目の後期高齢者の国保天引きにも配慮不足ではないかということでございますが、議員ご指摘のとおり、この4月から始まった後期高齢者医療制度にあわせて、国民健康保険加入者のうち、65歳から74歳までの加入者で一定要件を満たす場合は、国保税の世帯主の年金から特別徴収することになりました。この特別徴収を行うには四つの条件がございます。一つ目は、納税義務者である世帯主が国保加入者であること。二つ目は、国保加入者全員が65歳以上であること。三つ目は、特別徴収の対象となる老齢基礎年金が年額18万円以上あること。そして、四つ目が、国保税と介護保険料の合計が対象となる老齢基礎年金の50%未満あることとなっております。これら四つの条件がすべて満たされない限り特別徴収の対象にはならないわけでございます。

この根拠となる町条例は、平成19年12月議会におきまして議案第63号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例として提案し、ご承認をいただいたところでございます。この年金からの特別徴収は4月1日施行ということで、後期高齢者医療制度と混同される住民も多く、その対応と時期的に移動届の最も多い時期と重なり、窓口も相当混乱をいたしました。

当初の問い合わせの内容は、いつこの制度が決まったのか、まだ75歳にはなっていないのになぜ天引きされるのか、自分の分の保険証がまだ届いていない等いろいろな問い合わせがございました。

住民への周知ということでございますけれども、先ほど申し上げました問い合わせの内容からも、議員ご指摘のとおり、周知が十分とは言えない状況かと思われま

す。昨年12月議会におきましてご承認をいただいた後、年金からの特別徴収を行うための対象者の把握に始まり、委託業者とのデータ作成やシステム変更の協議、また社会保険庁との間に入る国保連合会とのシステム構築等の手順があります関係上、鋭意努力してきたところでございますが、事前の周知方法といたしましては、3月に20年度保険証発送の際に全世帯に説明文書を送付したこと、その後、4月1日に年金支給日とその年金から特別徴収される金額を具体的に記載した通知を送付するにとどまる結果となってしまいました。

また、事後になってしまいますが、5月に町の広報に記事を掲載したところでござい

ます。また、反省すべき点はということでございますけれども、第1点目といたしましては、やはり周知の回数が不足ということにあるかと思われま

す。それから、周知の方法についてでございますけれども、今回保険証に同封して説明文書を送りましたが、反響が少なかったことから読んでいない住民の方が多いと推測されるために、読んでもらう工夫も必要ではないかと思っております。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。
〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 3番目の教育委員会には「心」があるのかとのご質問でございますが、旧利根中学校校舎の本来侵入してはいけない場所に、断りもなしに違法侵入して、内部の品物を勝手にいたずらをした不心得者がいたということについては、白旗議員同様に激しく憤りを感じているところでございます。

また、このような事態を見通せなかったことについては、深く反省し、おわびを申し上げます。

通常管理体制ならば、違法侵入が発生しますと、学校のセキュリティーが作動し、夜中であっても当該学校長より教育委員会に連絡があり適切な指示をしてまいりました。場合によっては、警察に通報し事件の解決に当たってまいりました。今回、被害に遭った品物は部活動に関するもので、賞状関係の入れ物に整理しておいたものの一部でございます。運動に関する試合の賞状やら盾、トロフィー等、記念の品物については、旧利根中学校には数多く存在していましたが、多くのものは移動してありました。

先ほど西村議員から利根中の伝統を残すという話もありましたが、この辺については、特に利根中学校の生徒や卒業生が誇りとしてきたものに、オリンピックに4回も出場した利根中の前身である布川中学校卒業生である杉岡邦由氏の記念の品物がござい

に解説をつけて統合の利根中学校に移動して展示してあります。それらは、大いに生徒たちの励みになっております。

そのほか、北相馬郡中学校体育連盟で子供たちの励みにつくりました優勝旗、優賞カップ、準優勝カップなど、男女別、種目別に集めると相当の数になります。北相馬郡は数年前まで守谷町、藤代町、利根町で組織されました。当時は小学校が21校、中学校8校、合計29校でありました。その中で北相馬郡としては利根中学校が1校となりました。それらのすべての賞状、盾、カップ類、すべて北相馬郡中体連から一挙に利根中学校に引き継がれたという経緯がございます。

それだけの品物だけでも倉庫に置ききれない状況でありました。今では使用されないハンドボール競技や駅伝の数々も統合利根中学校に移動してありました。記念の品々に差をつけるわけではございませんが、やむを得ず整理して旧利根中に保管しておいたものが、町の大会や、龍ヶ崎市、取手市等近隣の大会、運動会の賞状カップ等でございますが、いずれも議員ご指摘のとおり、汗と涙の結晶である記念品の数々には変わりございませんので、早急に移動保管を指示し移動させたところでございます。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、場外馬券売り場誘致問題でございますけれども、先ほど午前中に佐々木議員も趣旨的には同じような質問をしておりました。それに対する町長の答弁は、まず、手続きがしっかりできないうちには何もできないというふうに聞こえました。今回もいろいろな案件もあるけれども、十分いろいろな条件が整うまでは、この問題については何とも言えないというようなご趣旨であったかと思えます。

私は、これは大変事実認識というか、実情認識が間違っているのではないかと。この問題については、町長は手続先行で考えて、自分自身の意思決定は後回しにしている、これは全く逆ですね。手続は大切なんです。だけれども、町としてやるかやらないかという意思が一番大事なのです。それがあれば、農水省であろうと、県であろうと、町がそう言うならいいでしょうと、こちらの手続的な間違いがあったり遺漏があれば、それはできませんけれども、そういう問題は、まず町としての意思がどうなのかというのが、まず第1なわけです。手続先行で考えるというのは、これは小役人の考え方です。行政の長としては、この問題をどうするのか、そういう考えがまずあって、自分としてどう考えるか、そのためには、議会や住民にどう考えるか聞くということをやらなければいけない。

何件か案件がありましたね。しかし、NRSを除けば、あらわれては消える泡のような案件ばかりであります。その中で一番具体的なのはNRS。NRSも、私は3月議会で、内容がわからないから、この請願の問題については継続審議にするべきだと言いました。だから、この段階でNRSと言っても十分ではなかったと私も思っています。しかし、その十分でないとすれば、首長が待っているのではなくて、どんどんどんどん問いただすべ

きことでしょう。それをしないで、事案が、計画書が出てこないからやらないとか、手続が、用途変更とかそういうものがしっかりできないとできないみたいな答弁ですけれども、全く考え方が逆ではないでしょうか。

やはり、町としてこの案件をどうするかということの判断を早くやらなければいけない。それは、現実に町の状況が、2月段階から反対の署名が出たり、賛成の声が出てきたり騒然としている。この町の現実を見ないで、そのことについては一切知らぬふりをしているに等しいと私は思いますけれども、そういうことでこういう問題が解決できるのでしょうか。首長として私は極めて問題だと思えます。だから、手続先行ではなくて、どうすべきかということの検討、意思決定、これを議会、住民に諮ってやるべきだと思いますが、どう思われますか。

それから、事業評価につきましてですけれども、この事業評価も第4次総合振興計画3期基本計画ですか、そういうもの等の土台に使ったようなお話でしたけれども、3月議会でもお話したかと思えますが、あれは10年前に絵にかいたもちを焼き直しているに過ぎない、ちょっと言い方はきついかもしれませんが、そういう部分がある。

現実に、今回集中改革プラン追加版の後ろに書いてある、これを見ましても、人口問題社会研究所の人口推計と全然違うのですね。多目にとってある。多目にとる理由というのがわからない。それから、年齢階層別にどうなるかということも、全部社会問題人口研究所のデータとは違うわけです。つまり、自分の都合のいいようにと言うと何ですが、夢をそのまま形にしているに過ぎないんじゃないでしょうか。このゾーンの問題でも、10年前のものと同様に私は変わっていないと思えますが、あるいは5年前と。

だから、そういう問題と、この行政評価によってどう行革をするか、財政改革をするかという問題とちょっと次元が、逆に違うのですね。もっと大事なものは、この予算の推移、決算の推移、それをどうむだを省き、本当に必要なものに予算をつける。そういうことを緻密に検討していかないといけない。それをやらないわけですね。やっているとおっしゃるけれども、我々には見えません。議員に見えませんが、もちろん住民にも見えません。そういうやり方。それで、庁内の中でやると言ってもだれがメンバーになっているのか。

それから、今のお話では、そういう事業評価はやっていないと私は思って聞きましたけれども、そういうことは全然やっていない。だけれども、9月ですか、9月の定例会では、私の質問に書いてあるようなことを明白に町長は言っているのですね。だから、いつの間にか変わってしまったわけですよ。そんなので本当に事業評価がなされているのか、不思議でなりません。やっていないというふうにしか、私は受けとめられません。とにかく住民に見えないのですね。議員に見えないのですが、住民にはもっとわからない。そういうやり方でやっているか、やっていないか、今はやっていないと言ったと私は思いますけれども。

それから、この事業評価というものは、今申しましたように、予算、決算と連動するも

のなのです。それから、町が平成17年度からやった集中改革プラン、それから、財政健全化プラン、そういうものと連動しているわけです。どうそういうプランがこの事業評価によって成果が上がったのか、どう改定していったのか、あるいは予算決算にどう反映されているのか、全くわかりません。これで今後どうやるのか知りませんが、とにかくやっていないと私は受けとめざるを得ませんけれども、こんな、住民が一番心配していることについて、何をやっているかわからない、困りますね。

それから、午前中も話題に出ましたけれども、5月の下旬ころに、この集中改革プラン追加版というのが出てきました。何も数字が入っていないのです。それで、これはほかの議員も言っていましたけれども、いろいろなものを見直しをする、公共料金の見直し、公共施設の見直しというようなところがありますけれども、この見直しというのは、ちょっとカモフラージュした表現であって、値上げだともっとはっきり言わなければいけないわけです。

そうすると、この数字が全然ないこの追加プランというのは、全くわからないわけですね。今後恐ろしいことが起きぞという予告回覧板みたいなものです。それには、行政としては、情報を住民に十分開示するという点では極めて不十分と言わざるを得ません。なぜそういう値上げが必要なのかということをもっと、少なくとも具体的な値上げの金額は今後だということはわかります。それは今すぐ計算できない事情もあるかもしれません。けれども、こうこうこういう事情でこうなるんだということをもっと前から、それこそ平成17年、18年からやるべきです。しかしそれは全くやっていません。で、今回出てきたものも数字がない。そういう説明もない。これで集中改革プランを一生懸命やっていると、やっていないとは言いませんけれども、少なくとも私たちにはわからないということです。

それから、先ほど言いましたように、これが事業評価にどう結びついているのかもわかりません。それで、私は前から言っているのですが、前の議会のときにも言いましたけれども、住民が参加しなければお手盛りの、お手盛りではないかもしれないけれども、職員だけでやれば視点が狭まってしまうのですね。だから大胆な行政コスト削減に結びつかない例が多いんです。現実にはほかでやっているのもそうです。だから、そういうようなことで、住民参加でやるべきだということを申し上げてましたけれども、全くやる気がない。で、今後追加料金値上げになりますよという、ある意味脅しのような、こういう全戸配布が出てくるというのは、私は町としての情報開示の仕方が全く間違っている。

それから、先ほどから言っているように行政の事業評価の手法もおかしいのではないかと。これを今後、行政が住民の声を生かしながら行政評価をやっていく、あるいは予算の編成に住民が参加する、そういったようなやり方をとる方向性として、そういう考えがあるかどうかお伺いしたい。

それから、教育委員会の問題ですけれども、いつからああいう状態になったのかお聞き

したい。

また、自分たちが知らないうちにだれかが入ってきて散らかされてしまったというお答えですけれども、それだって教育委員会事務局、特にこれは現実には事務局長の責任ですね。委員長も最高責任者として責任があると思いますが、事務局長は実態管理責任者として事務局長に問題があると私は思います。

使わないパソコンのためにかぎかけた部屋に入れておいて、使わないと午前中答弁しましたね。使わないパソコンの部屋はかぎがかかっているのですね。それから、ほかの理科実験室。そういう大事な賞状とかトロフィーを、なぜかぎのかかったところに入れておかないのですか。

先ほどのご答弁は、何かちゃんとやっていないのに、他人がやってしまったんだからみたいな弁明に私は聞こえますけれども、それはどうも納得がいきません。しかし、これは今後そういうことについて十分意を払っていただきたいと思います。

それから、関連しますが、旧学校跡地の利用については、住民が使わせてほしいということが結構ありますけれども、それについても一切、この3年近く使わせないの一点張りでしたけれども、これは今後もそういうつもりなのかお聞かせいただきたい。

それから、4番目、前期高齢者の国保天引きも配慮不足ではないかということですが、今これは担当課長にご答弁いただきたかったわけですが、町長でも構いませんけれども、今お認めになったようなことが、私はやっぱり問題だと思います。正直言って、私もことしの4月から突然天引きされた。私のいるニュータウンの住民で、すごい怒って町役場にも怒鳴り込んだようだし、私にも怒鳴り込んでる説明をしました。

確かにそう言われてみると、町民生活課の方での説明が極めて不十分ではなかったかと。もちろん国の決定が遅かったということもあります。だったらなおさらのこと、もちろん見ない住民も悪いとは思うのですけれども、でもそれで住民が悪いと言ってしまうのは、やはり行政サービスをする側としては、ちょっと最初からそうは言えないと思いますが、そういう国の決定が遅かったからこうなったという部分は重々承知しておりますけれども、もう少し方法がなかったのか。

これは後期高齢者の問題でも、今、国じゅうが騒然となっていますね。同じことだと思います。今後もこういうことは起こり得ると思います。国会がもめて3月の末のぎりぎりまで決まらないう。施行は4月だなんてというような、今回特にそうですけれども、そうでなくても12月まででやっと決まったとか、国のいうことで事務を執行する地方としては迷惑な話ですけれども、住民の方はもっと迷惑なわけで、その辺を町としてはもっと住民に周知させる方法を考えていただきたいと思います。

先ほど一応ご答弁はありましたけれども、担当課長からもう少しもっと、その点についてこうすることもあるのかなということがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） まず、第1点の場外馬券場誘致問題ということでございますけれども、行政といたしましては、再三言っておりますように、この誘致問題については関与しておりませんから、そういうことを私一度も言ったことございません。ただ、そういう申し込みがあるよということで、地区懇談会のなか申し上げただけでございます。その辺、よく認識が違うとか何とかとおっしゃいますけれども、その辺をはっきりさせていただきたいと思います。

それから、確かに議員おっしゃるように、首長主導で、まず、意思決定が先という場合もございますでしょう。しかし、町有地の利活用等につきましては、やはり長が先に意思決定をするのではなくて、それまでの過程に対する行政としての手続が必要ですから、これは町自体の手続ではなくて、これは県を巻き込んだ手続ですから、それら手続が終えた後に、やはり今来ている二つの点についていろいろと、住民の方、あるいは議会等議論すべき問題、意見を交換すべき問題だと思っております。私といたしましては、こういう件につきましては、先に首長としての意思決定はするべきではないと思っております。

それから、事業評価の件でございますけれども、確かにデータは国のデータとは違う、町独自でいろいろ社会的、あるいは自然的な、そういった開発も含めた中での自然増、自然増も含めた中での人口のデータを加味して使ったというようなことでございますので、別に国のデータを使わないからというような、データを使わないからこの計画が間違っているということではないと思います。

それから、町の振興計画等の中で、今回改正版に裏刷りで第3期基本計画の土地利用のゾーンを入れました。従前と、確かにご指摘のように、大した変化はございません。千葉竜ヶ崎線の沿線上の問題というか、その周辺についての用途を重点的に変更したわけでございますけれども、利根町の現状を見ていただければわかるように、すべて田んぼなのです。あとは住宅地なのです。この住宅地を、町民の皆さんが住んでいる中を、急にそれを開発区域とするとか何とかという、そういう極端な変更はできませんので、やはりできるところから用途変更をしていくというのが手続ではないでしょうか。

そういうことで、今回訂正、見直しをさせていただいたところでございます。その一部の中に、利根中学校の跡地も含まれているということでございます。

それから、65歳から74歳までの件の周知の不足につきましては、今、課長の方からも話させますけれども、ちょっと期間がなかった面もございまして、町の国保の関係よりも国の後期高齢者の方に少し追われていたという面がございます。それで、私は町として大きな問題を住民の皆様には知らせていく過程では、行政で不足している部分というのは確かにあるのですよ。それで議員の皆さん方も、もしお気づきでしたら、12月の議会後、皆さん方それぞれの議員活動として自分の広報なり何なり出すと思うのですね。その中でぜひ

とも行政についても、こういうふうに変更されたよと、そういうお話をしていただければ、より住民の隅々まで私は浸透するのではないかとおられますので、ひとつ議員の皆様方も行政と一緒に、その方向性が決まれば一緒に、ひとつPR活動というか、その周知をお願いしたいなと思うわけでございます。

あと、細かい点についてはそれぞれの担当課長から答弁させたいと思います。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、白旗議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど教育長も申し上げましたとおり、モラルや道徳心、公共心のない不法侵入者により、施設内に整理しておいた、ガラスケースに入ったトロフィー、それから、賞状、こういったものが散乱され、破損され、私、備品管理者といたしましても、これら記念品にかかわります卒業生、保護者の皆様につきましては大変申しわけなく思っております。

いつ私が知れたかとのことですが、5月に入ってからでございます。

今後、この現在残っております備品等につきましては、早急にいろいろな、現在も行ってありますが、これについては全部利根中の方にトロフィー等は移動したところでございまして、その他の備品につきましても、各小学校、また関連教育機関の出先機関、この辺に使用を募っているところでございます。今後もこの使用備品につきましては、十分に管理をしていきたいと、このように思っております。

4番（白旗 修君） 利用の希望の件は、校舎の、学校跡の施設利用。ピアノなどの利用の希望がありましたら。

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） これにつきましては、現在管理が、町管理がおりますので、申しわけございませんが、そういうことでございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、白旗議員の質問にお答え申し上げます。

先ほど町長の方からもありましたとおり、12月に条例が改正承認いただきました。その間、3月の中旬までに各世帯に、年金から天引きされるという通知を差し上げました。その間の仕事量といいますと、後期高齢も相まって納税、国保税未納者だとかというものとちょうど時期が重なるのですね、年度末に。その中で、後期には広報に6回、いろいろなチラシ等で二、三回皆さんにお配りしたのですけれども、どうしても前期の方がちょっと抜けたというのが本当の事実でございます。

それで、3月末には間に合って、年金から落ちますよと、先ほど町長がご説明した内容でございます。まだ私どもの方でも周知の方法が、後期もそうなのですけれども、なかなか住民の方に理解していただけないのが事実であります。そこで、老人大学の方で後期高

齢の方の説明会をいたしました。そのときには広域連合の方から来ていただいてやったのですけれども、なかなか理解していただけないというのがわかったのが、先ほど言いましたとおり、いろいろな質問があったという中が、前期、後期、国保の事業内容とか多岐にわたっておりますので、なかなか広報でも説明仕切れない、ましてや説明会でこれはちょっと無理かなという点がありました。ただ、説明会をする必要は、機会を通じてやる必要があると思います。

特に感じたことが、4月に入りまして、もろもろいろいろなものが重なった中で、一人の住民の方に説明するのがどうしても65歳以上とか75歳となりますと、内容説明に約30分ぐらい丁寧に理解していただくまでにかかるというのが、広報を送ったから、チラシを送ったからではなくて、どこかで一人の方に30分もかかるという実情は実際、この制度上あるのかなということでございます。ですので、あらゆる機会を通じて我々出向いて、ましてや、よく自民党のPRということで新聞紙上で騒がれていますけれども、後期高齢の方も今見直し作業に入っていて、今以上に複雑になっていくという状況です。今でも我々職員は新しく後期に入った、前期があるというところで、ましてや国保税の見直しなどいろいろありますので、懇切丁寧に今後とも説明してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほど事業評価ということで、住民の方を入れて検討する機会を設け、また、情報開示をしていくのかというお話でございましたけれども、今すぐとっかかりといたしますが、一番最初の段階で事業を企画するのは担当でございますので、担当の方というのは、それぞれ窓口やら住民の皆さんと直接接触した中でいろいろご意見を伺って、ここをこうしてほしいとかという意見を間近で聞いております。そのようなことで、担当者がさまざまな事業を企画立案して、課の中でそれを調整をして事業評価していくことになると思います。これにつきましても、住民の方を入れてまたご検討いただいたり、情報を住民の皆様方にわかりやすい方法で提示したりしていくという考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、先ほど学校の施設を開放するのかというお話がありましたけれども、小学校につきましては体育館を開放するというので、ただいま準備中でございます。今現在条例のたたき台といたしますが、原案を検討中でございます。準備が整い次第、できるだけ早い時期に開放していきたいと考えております。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君。

4番（白旗 修君） それでは、最後の質問に移ります。

順番を逆にいたしますが、まず、前期高齢者の天引きの問題、先ほど町長から、議員も

自分の報告会するときなどに住民に徹底してくださいと、こういうお話でございました。それは私もごもつともだと思えます。その方法で考えるべきだと思えます。その辺のことも本会議の中でも、あるいは別の機会でもいいですけれども、もう一度議員全員に理解させていただければと思えます。

私自身は、正直言って、自分自身も先ほども言いましたけれども、自分が天引きされるのですけれども、私はちゃんとした、お金が十分ない方のことを考慮した上で天引きをすることは非常にいいことだと思っております。これは何といたっても我々行政こそ削減しろと言っているのに、そんないちいち滞納を一生懸命督促しなければいけないようなシステムを温存する方が間違っていると、私は思います。ただし、今言ったような、弱者に対する配慮をした上での話ですけれども。ですから、そんなことがあって私は全然気にしていません。というのは言い訳になりますが、今回は言われて初めて気がついたということでございます。

3番目の教育委員会の事務局長のご答弁ですけれども、この事実を知ったのは5月の末、5月になってからという話ですが、これはやはり管理責任を全く果たしていないんじゃないかと言われてもしょうがないのではないかと。つまり、旧利根中というのは去年の3月で閉校しているわけですね。それから、ことしの5月までわからなかったわけでしょう、そんなので管理していると言えるのでしょうか。私は極めて、管理しているとはとても言いがたいと思えます。今後そういうことがないように、十分お気をつけいただきたいとお願いいたします。

それから、2番目の事業評価の問題ですけれども、個人的に住民の方からいろいろ聞いていることを反映させているのだという、今の企画財政課長のお話ですけれども、それはそういう場もあると思えます。しかし、それでは組織的に財政改革につながることは少ないと思うのです。やはり組織的にこういう問題を、メンバーを決めて、評価方法を決めて、評価基準を決めて、そうやって、それから事前評価と事後評価というような区別もあると思えますが、そういうことをしっかりやらないと、住民からたまたま聞いたことを反映させるレベルではとても、しっかりやっていると云々言えない。だから、そういうやり方ではいけないんじゃないですかということを私は申し上げているわけです。その点、今後どう私の言っていることに対してやっていただけるか、見守っております。時間がありませんので、終わりにいたしますけれども。

それから、もう一つ、私は社会問題人口研究所の数字の話が正しいと言っているわけではありません。こちらの考え方だっただけであると思うのです。ただ、結局我々説明を受けていませんから、何でこんな数字になるのか、日本全体の趨勢としては、高齢者人口がうんとふえて、若年層がずっと減って、勤労者層も減っていくという、これら純然たる事実があって、実際問題、もえぎ野台とか四季の丘ですか、ああいうところで一生懸命土地をたたき売りして売ったりしていますけれども、なかなか建たないと。ですから、家が建たない

という状況もありますね。一方でどんどん抜けていく。そういう状況の中でどうして1万8,000人が平成32年まで続けられるのか、希望的観測でしかないんじゃないのか。説明を受けていませんから、思ってしまうわけです。そして、日本全体の傾向を見れば、社会問題人口研究所の言っていることの方が、そうだなと思ってしまうわけですから、その辺の説得も不十分だと思う。もししっかりやっていたらしゃるのであれば、そういう意味でもなかなか説明が不十分だと私は思います。

最後に1番に戻りますが、私は町長に自分一人でこの問題を意思決定してくださいと言っているつもりは全くありません。これだけ、よきにつけ、悪しきにつけ今年の秋ごろからこの3月、4月まで、要するに町が騒然としていたわけですね。そういう状況というものと、それから、NRSという事業会社が早く結論を出してほしいと待っているという状況があるのに、それは私たちは今その場外馬券問題とは関係ありませんよみたいなご返事では、到底、住民もどっちに転ぶにしろ、何を言っているんだろうと私は多分住民は思うと思うのです。それから、一生懸命アプローチしている事業会社も、何だと思うんじゃないでしょうか。

私は、それは違う。首長が一人で決定してくださいなんて私は一つも言いません。私は前から住民による行政ということをおっしゃっています。だから、住民と議会、十分説明をして、そしてそういう状況が起きたら、起きたところ、起きる前にやらなければいけないのです。少なくとも起きたところで、もっと積極的にこの問題について町が説明するのが責務だと、それをやっていないというのが、私には腑に落ちません。

そういう状況を見かねて、議員有志と区長会有志と、それから、住民の政治的な団体二つが共催で、ご承知と思いますが、5月の下旬から6月1日にかけてこの問題についての説明会と討論会をやりました。これは本当は町がやらなければいけないこと、ある意味、見るに見かねてやっているわけです。今ごろこんな説明会をやっても遅いんです、ある意味で。でも、やらないよりはましですよ。

私は、私たちがこうやって四つの団体で共催した、こういうことは町長はどう考えておられるのか、それもお聞きしたい。余計なことをしてくれたと思っているのか。

私はとにかくこの問題は、どっちに決着するかはこれからの問題なんですけれども、もう結論が出ていなければいけない。それを、町としては誘致の話はないんですけど、こういうお返事ではだれもが納得しないんじゃないかと思いますが、もう一度町長のお考えをお聞きして終わりにいたします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろご指摘をいただきました。

まず、NRSの件でございますけれども、今回の議会議員の皆様方というか、全員ではございませんけれども、住民の方と一緒に賛否と申しますか、是非について、町の

自主財源の確保はどうしたらいいのかということで議論をしていただいて、大変うれしく思っております。

しかし、行政といたしましては、あくまでも用途地域の変更が先でございます。これは町の用途変更でございますけれども、この中には県の考えもございます。茨城県全体の土地利用計画の中にもあるということで、県の意見も、5割とは言いませんけれども、3割、4割ぐらい入り入ってくることとなりますので、町だけが先行するというわけにはいきませんので、その辺、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど人口推計についてもお話がございましたけれども、私どもいろいろ人口の推測をするというのは大変難しゅうございます。その中で今回の第3期基本計画等の土地利用などもいろいろ、少し書いてみますと、それによって、書いた部分によって自然増があるように私は思っておりますので、その辺を加味しますと、やはり希望的なものになるかもわかりませんが、やはり現時点の人口は維持したいというのは今の考えでございます。そういうことで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、事業評価についていろいろご意見をいただきました。確かに組織の中で検討すべき点もあろうと、組織に提出する前の我々の、木っ端役人かもしれないけれども、その中でいろいろとまとめることもあろうと思われまますので、町民の方々のメンバーを今度入れて、今後この評価に取り組んでいく、今後の予算編成等に取り組みにはそれらの意見を参考にしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 白旗 修君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後2時08分休憩

午後2時21分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

4番通告者、13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） 質問に入る前に、一言述べさせていただきます。

3年前、この町でリコール問題が起きました。そのときに我々は、我々というより私は、井原町長に何とかということで一生懸命やってまいりました。その後、私は井原町長の与党としてこの議会活動もやってきたと、私は思っております。今回、井原町長に対しまして、来年7月で任期切れになりますが、その再出馬の問題と、さらには利根中の跡地利用の問題、私としては大変心苦しいのですが、これも私としてはやらざるを得ないという決心をしまして今回質問をしますので、町長、よろしく願います。それでは、質問に入ります。

まず、1番目といたしまして、旧利根中学校の利用につきまして質問させていただきます。

ます。

平成18年度末に閉校になった旧利根中学校は、現在使われておりませんが、町長の話ですと、大型商業施設、また場外馬券売り場の話があると言っております。特に場外馬券場に関しましては、町民に対し説明すると言っていますが、いまだにありませんので、下記のことについて伺います。

まず、一つ、町民に対しての説明会はいつ行うのか。

一つ、場外馬券売り場を誘致する考えは。

一つ、大型商業施設を誘致する考えは。

以上、三つについてお願いします。

二つ目、町長2期目の出馬について。

早いもので井原町長が合併の町長として選ばれて3カ年がたとうとしております。1年後の7月で満期となりますが、再び町長として出馬する考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、若泉議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

これまででもいろいろと経過を踏まえてご答弁をしてきたところでございます。平たく申し上げますれば、今現在二つの施設が稼働したい、利根町に来たいということで話がございませぬ。ですから、どっちでも今ここにありますように、場外馬券場でも大型商業施設でも、何でもそうなのですけれども、利根町に来て稼働するには、町の方でいろいろと手続をしなければなりません。その手続というのは、先ほどお話をしているとおり、用途変更という作業をしなければなりません。ですから、その用途変更という作業が終わって、跡地利用をしたいと申し出があった事業所の中から、町では今いろいろな町の置かれている財政事情等、諸事情等を考えて選ぶ、そこで初めて誘致という言葉が出るかと思うのですけれども、誘致に踏み切ることになると思えます。

ですから、今現在私の口から、こういう小さい固有の名前でもって言われても、それを誘致するか、これをするとかしないとかということは申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、商業施設の方は、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、5月26日に計画書が提出されてございます。

それから、私の出馬の件でございますけれども、確かに大変日時のたつのは早いものでございまして、光陰人を待たずといいますが、毎日毎日が本当に早く過ぎ去っていくわけでございます。しかしながら、行政の方は、業務の方はなかなか前に進んでくれませぬ。そういう中で多くの人、それぞれいろいろな意見があります。それが個人的なものであれ、

また先入観であれ、一度言葉を発するといひましても、なかなか省みるということをしてないことが多いわけでございます。言葉に屈するというか、話し合いなのですけれども、負けるという意識を持つことが多いわけですね。それがひいては感情を害していくということにもなりまして、それが長く心の中に残ってしまう、大変残念なことになるかと思ひます。

そういったことでもござひますけれども、今、町はいろいろな問題に直面してあります。そういったことで生みの苦しみというか、再生の苦しみというか、そのために今直面してひるいろいろな課題、問題を、その問題の解決に、またその見通しをつける、確実にすることに今鋭意努力してひる毎日でございます。

私の立場といたしましては、そういうことから、町民1万8,000人の暮らしを今大事に考へてひるということでもござひます。20年度しっかりと取り組んでいきまして、今問題になつてひる諸問題の解決に当たつて、その時点でまたご質問のようなことも含めて考へていきたくと思ひてあります。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） それでは、まず、後の方の町長の出馬についての方から質問していきたくと思ひます。

今の町長のお話ですと、まだはっきり態度に示してひるない、そのようにお伺ひいたしました。しかしながら、先ほどもちょっと冒頭で述べましたが、リコール問題がありまして、そこで井原町長が誕生した、それは皆さんご存じのとおりでもござひます。そのときの町長が何を公約として掲げたかと言ひますと、「19年の新市スタート」、それが公約のメインでしたね。それで町長になりまして、その後、合併、我々も一生懸命やってきました。龍ヶ崎市との合併が再度できるように。しかしながら、町長の力も足りひるない、私そう思ひてひるいます。当然我々もそう思ひてひるいます。これは相手のあることですから、100%町長が悪い、そうは申してひるありませんが、町長の力がちょっと足りひるなかったのかなと、私は今そのように認識してひるいます。

そこで、この3年間、私は町長のことを見てきましたか、行財政改革、これは大変今までにひるない、歴代町長の中でも一番の力を入れてやったのかなと、その点は私買つてひるいます。しかし、今現在の利根町財政を見ますと、よく言われてひるあります、あと2年後はどんなんだよと、そういう状況が今の利根町だと思ひます。

その中で町長も、まだいろいろな諸問題があるから、これをしっかりとやって、その後で一応出るか出ないか決めるんだ、そういう話をしてひるいましたが、これは確かに利根中学校の跡地利用に係るところなのですが、実際に今この利根町何が欲しいんだと。税収ですよ。1円でも多い税収が欲しいところですよ。その税収がなければ、幾ら町長が頑張つたつてどうしようもひるないのです。ましてや、合併もできなかつた、合併の町長でありながら合併もできなかつた、それでさらには、今度は税収もままならひるない。それでこれからの

いろいろな、健康保険、ごみ袋の問題、そういうものも値上げをしていく。そうなりますと、住民の方は町長に対して支持してくれなくなると思うのです。ですから、私ここで言いたいのは、合併、合併はほとんど私は終わりなのかなと、これはあきらめるしかないのかなと、そう思っています。町長は、この議会の初日に、まだ職員との話し合いをやっている、ですからあきらめていない、そういう発言をしましたけれども、私はちょっと無理なのかなと認識しております。ですから、合併は、私も100%あきらめたとは言いませんけれども、ちょっと無理だなと思っています。

ではこの利根町を、1万8,000人の町民の皆さんに、サービスも低下させない、さらには公共料金、そういうものを値上げさせないでいく、そういう方向しかないです。それには財政なんです。この財政を確保しなければ、今のままでいったのでは、言葉はきついです、住民の皆さんの支持は得られないのかな、私はそう思っています。同志の一人として、本当に公の議場でこういう言葉を私は言いたくありませんけれども、でも言わなければいけない私の気持ちも察していただきたい。

なぜこういうことを言いますかというのは、私本当に井原町長はすばらしいと思うのです。ですから、できることならこれからも2期目、合併が守らなければ3期目、そのようにやっていただきたい、そう思っている一人です。

しかしながら、今何度も言いますが、合併でなく財政、税収を集めると。そこで結局今の場外馬券場、旧利根中に、住民の皆さんも注目を集めておりますが、この場外馬券、そこで町長にちょっと質問してみたいと思うのですが、これは場外馬券場に絡んですよ、町長は、ひたちなか市の方へ視察に行ったと伺っておりますが、もし行っているでしたら、その行った感想ですか、後でちょっと、自分で思った感じ、どう思いますか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのです。

この場外馬券場に関して、賛成している議員我々は、何度も視察に行っています。ですから、要するに交通渋滞の問題、さらには治安の問題、それから、治安、暴力も一緒なのですが、暴力団とかそういう問題、青少年もそうだし、そういうものもああ心配ないなど、我々はそう今認識しております。ですから、誘致してもそういう問題は大丈夫なのかなと、そう思っています。

それで、先ほどから、白旗議員、さらには佐々木議員の答弁の中で、町長は一言、用途変更が先だよと。それが終わらなければだめなんだよ、その答弁一つだけ、あとはないのです。

町長、この場外馬券場の話ですか、場外馬券場の話は、既に正規に計画書が来ていないとか何とか言っていますけれども、町長は会って話は聞いていると思うのです。ましてや、課長の皆さんもこの話は聞いていると思う。そこでまた一つ聞きたいのですが、町長、課長たちとこの話をしたのかどうなのか、その辺も後で答弁をお願いしたいと思います。

さらには、NRSの職員の方、町長とも最初お会いしたと思っておりますが、それで事業計画

も出ていないからということでけつとばしましたね。

我々も町長と何回となくこの話をしました。一番最初、なぜ町長この話を進めてくれないのと私たち聞きました。一番最初は、事業計画が正式に出ていないからだと。ですから、この話、進められないと。そういうこと。

2回目はどのように町長が我々に話してくれたかと言いますと、きょうも答弁していただきますように、用途変更ができなければ無理なんだよと、そのように言いましたね。でも先ほども白旗議員の方から強く言われたように、私も理由はどうあれ、白旗議員の言っていたことに私も本当に同感です。結局、長たる者、やるんだと、そういう気持ちが起きれば、その用途変更、それは確かにいろいろあると思いますけれども、やるという、これは意思表示をすべきだと思うのです。それを、用途変更ができなからそれまではだめなんだと。

町長は企業の方と、知っているか知らないか、それはわかりませんが、我々聞いていますけれども、企業の方はこのように言っているのですよ。この話は既に半年は過ぎている。ですから、いつまでも待ってはられない。この6月の定例議会が山だ、はっきり我々は言われております。ですから、町長が言うように用途変更、半年以上はかかりますよね。それまで待ってくれると思いますか。恐らく待ってくれません。ですから、我々は町長にこのようにお願いしているのです。

財政面、財政面といいますがけれども、では今この利根町、大体私がこれを誘致すれば7,000万円ぐらいのお金が入ってくると思います。そのお金、入る税収ですか、そのほかに今現在皆さん知恵を絞って考えてどういうものがありますか。まず恐らく、こういうものがありますよと言える方はいないと思いますよ。ですから、町長、ここは用途変更だ、用途変更じゃなくて、これから企業の方とお会いして、あと半年でも1年でも待ってくれる、それでも言うなら構わないですよ、そういうこともきちんと話していただきたい。その意思があるのか答弁をお願いします。

2問目を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 1問目と2問目のごっちゃになってちょっと整理がつかいませんけれども、出馬の件と今言った1問目のものとはちょっとかけ離して考えていただかないと困りますし、また、若泉議員がいろいろと不満を持っている中で言いたいことも、それはわかります。十分に理解しているつもりでございますけれども、行政の長といたしましては、やはり町の計画が先でございます。これは皆様方に先にお示ししなければならないわけです。この議会の皆様方にお示しして、それで主たる審議会を経て、先ほどから申し上げましているように、我々だけでできるものではないのです。この変更というのは。県の考え方もあるんです。町の土地の利用、県の土地の利用、国土計画いろいろあるわけですから、それを経ないと町の長としては、「誘致」という言葉はまだ少し早すぎるような感

じがするのですけれども、この二つの申し出について、どちらがいいかということは私の口からは言えません。

ただ、財政問題と絡めますと、本当にのどから手が出るほど、財政というか、お金が欲しいことには間違いございません。しかし、ここで間違った方向に行くということは、町の将来について汚点を残すことになりますから、これは議論は議論として、やはり1年かけてもその方向性は模索していくべきものだと私は思っております。そういうことで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、この馬券について、課長会の中でというお話もございましたけれども、これは用途変更が先でございますので、庁議の中では議題としては上げておりません。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 今、課長会の中では、要するに話していないと。ということは、町長の考えだけで決めているわけですね。例えばどなたかの課長、何人かにでも相談したとか、そういうこともないわけですね。

ということは、役場の執行部の職員、課長たちの考えというのは、町長はわかっているのですか、そういうことになりますと。今の話ですと、町長独断ですよ。課長何人かの皆さんに、こういう話なんだけどどうだろうと。課長会の中でこの話は議題としてやった方がいいのかどうか、そういうことをしているならいいんですけども、どなたの課長ともそういう相談をしていないで、ただ町長独断で結局、そういう会議も持っていない、ということはちょっと、私はその辺腑に落ちない、そのように思いますよ。

ただ、町長、用途変更、用途変更と、それはわかります。私はそういう土地関係とかに詳しくないもので、よくわかりませんが、ただ、用途変更できるまでこの話は進められないよと、そういう答弁ですけども、先ほど一つ抜けていましたね。下調べに行った感想、行った場合は。そんな嫌な顔をしないで、町長。

ですから、その用途変更が先なのだから、これは県の考えもあるから、ですから、それをやらないとだめなんだよと。それは確かにわかりますよ。確かにわかりますけれども、じゃあ企業と話し合ってみる気はないんですか。はっきり言って。例えば利根町とすれば、県の方と話し合っ用途変更しなければちょっと今のところ無理なんだと、それでも待ってもらえませんか、そういう話し合いを、まずしなければしょうがない。その話し合いをしないで、ただ、用途変更が先だからと。

先ほども言いましたように、企業の方は待てないんだと。いつまでもこの利根町、利根町とそこにいられないと、ここがもしだめだった場合はよそを結局探さなければいけない、そのように言っているのですよ。その辺は町長よく考えてもらいたいのです。

先ほど白旗議員が言っていましたように、今回、5月の末から6月の初めにかけて、住民の会主催、また我々有志会と4つの団体で4カ所にわたってやりました。それで、私思いますには、町政懇談会とか、そういうのをやっていますけれども、人数的にはこちらの

方が多い方が、皆さん関心を持って集まっていると思います。4カ所で約400名くらい集まっていると思いますよ。それだけ皆さん関心があるのです。

それで、いろいろな意見が出ました。意見の中では、住民の方が怒って説明者の方に食ってかかる、そういう場面もありましたよ。そこで、町長は4カ所やるというのはご存じでしょう。なぜどこか1カ所にも来なかったのですか。

例えば一つ例を挙げます。5月の25日、公民館でやりましたね。そのときには、たしかライオンズクラブの結成20周年記念、3時からあったと思います。その同じ公民館の中で。そのとき町長は来ているわけですよ。なぜその前に顔を出してくれないのか。それで、あと3カ所もありましたよ。どこか町長来てくれるのかなと、我々期待していました、はっきり言って。でもどこにも顔を出してくれない、なぜ来てくれなかったのか。

やはり町長は、私は利根町の長だから、責任のある町長だからと自分で言っていますよね。それでしたら、住民の皆さんの考え方、一番場外馬券場の誘致に関してわかるところでしょよ、そこへ1カ所も顔を出さない。

ということは、我々から見たら、随分町長無責任だなと、私もそう思いました、はっきり言って。ほかの人で思った方も結構います。なぜきょうは町長が来ていないんだとか、そういう住民の方も結構いましたよ。そういう点、町長逃げているとしか思えないですよ、この場外馬券場誘致に関しては。

この問題が出てからいち早く反対の請願が7,000人弱出ましたね。そういう点も町長ははっきり言って頭の中にあるのかどうか、そうは思いますけれども、しかしながら、これは今議会として3月の定例議会で上がってきましたから、総務委員会に付託しました。それで6月2日ですか、総務委員会を開きまして、委員会の中では不採択になっています。しかしながら、この定例会の12日の最終日ですね、これはまた審議してやらなければいけないのかなと。なぜやらなければいけないのか、当然いつまでも継続、継続で引っ張るわけにはいかないのです。先ほどから私言っていますけれども、企業はもう待ってられないです。ですから、あの請願に対してもはっきり言って、審議して、その結果を出さないとなりません。これは私個人的に思うのですが、恐らくあの請願が採決されれば、企業の方は恐らく、こちらからこの話はなかったという形で取りやめて出ていくと思いますけれども、その逆でしたらまた、あとは町長の考え方ですよ。

でも、今みたいに用途変更であと半年もかかる、それまで結局は待てないと思いますよ。ですから町長ここで、町長の先ほどからの答弁はわかっていますよ。用途変更が先なんだから、ですからまだやれなんだよと、それはわかっています。ですからしつこく言いませんから、まず、用途変更、それは確かにわかります。ですから、ここで一度企業と話してくださいよ。話し合ってくださいよ。それ、自分の考え方、どうしても用途変更をやらなければ無理なんだと、そういう考えだったら、それを企業と話してみてくださいよ。

話し合った結果、今度は逆に企業がまたいい案を出してくれるかもしれませんよ。企業

の後ろには、これはあくまでも農水省なのですから、農水省の管轄でその下にNRSというのが許可されているわけですから、その上には農水省があるのですから、そういう考えも、私はよくわかりませんが、何かいい案が出てくるかもしれません。ただこのまま、このままですよ、用途変更、それが先だからそれまで、許可がおりるまで待つんだ、それでは遅いんだと思いますよ。ですから、本当にこれはお願いします。一度話してください。もし話せないというなら、なぜ話せないのか、その理由を聞かせてもらいたい。なぜ話せないか。会って話せないのか。

本当に今が、場外馬券場誘致に関しては今が勝負なのです。このチャンスを逃したら後はないのですから。来年また来てください、用途変更が終わりましたからぜひ来て下さいよといっても、これは無理な話なのです。この点に関しては話してください。

それともう一つは、先ほどの住民への説明会ですか、それに対してなぜ来てくれなかったのか、その答えもお願いしたいと思います。

それから、再出馬の件ですか、再出馬の件は、一度町長が、要するに今いろいろな事業をやっているんだと、その事業の結果、結果を見たらそれで自分の考えも定まる、そのような答弁だったと思いますけれども、ぜひ町長、来年の7月、住民の支持を得られて出られるように努力してくださいよ。お願いします。時間はたっぷり余っていますけれども、幾らやっても同じことですからこれで終わりますから、答弁だけお願いします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをしていきます。

まず、課長会の中で、この場外馬券場の話を出さないのは独断的だということでございますけれども、庁議というものは方向性を決めるべく会議なので、基礎が決まっていますとそれはなかなかできません。行政というのはそういうものなのです。ひとつそういうことをご理解いただきたいと思う。一つ一つの積み重ねで、やはり行政というのが運営していくのですから、先をぼんと飛び越してやるということはなかなかできませんので、ひとついま一度、議員も長い議会生活を送っているのですから、もう少しは行政の方にもご理解いただかないと困るということでございます。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、視察の感想ということでございますけれども、これは前に高橋議員の方からたしか質問がございまして、そのときに申し上げたとおりでございますので、ちょっとめくっていただければそれでよろしいかなと、全く同じでございますので。

それから、企業との話し合いが必要だという点でございますけれども、企業との話し合いというのは、受け入れるか断るかのどちらかだと思うのです。ですから、準備が整って、行政としましては、まだ県に相談をしに行ったぐらいの段階で、しかも2社しか来ていない中で、今いろいろと議論されているのは1社ですから、何で1社の方は議論されな

いのか、その辺は私よくわかりませんが、1社の方は完全に見捨てられたということだろうと思いますけれども、商業の方もいろいろとご検討いただければと思っておるところでございます。

それから、説明会の欠席ということでございますけれども、私は逃げも何もしておりません。ただ、いろいろな任意団体の主催する中で、長が行っているいろいろな質問されても、それに対するお答えを私持ち合わせておりませんので、そういうことで、かえって混乱するおそれがあるという判断から、欠席をさせていただいております。

それから、請願文書の取り扱いにつきましては、これは議会の方でしっかりとその方向性を見定めながら、町民の方がどのような方向を向いているのか、またどのようなお考えなのか、町に対して将来どのように考えているのかということも議会の中でしっかりとやっていただきまして、その動向をまた行政の方といたしましても参考にしながら、今後のまちづくりに進めていきたいと考えます。ひとつよろしくどうぞご理解のほどお願いしたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。

もう一方の質問が残っておりますが、ここでちょっと休憩をとりたいと思っております。

午後2時56分休憩

午後3時10分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番通告者、10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） 5番通告、10番五十嵐辰雄でございます。次の4点について質問いたします。

まず、1、地域コミュニティ（地域社会）の建設について、2、環境基本条例の制定について、3、教育委員会の職務と委員選任について、4、主要地方道美浦栄線バイパス早期完成の対策について。

まず、1番ですが、地域コミュニティ（地域社会）の建設について。

地域社会の建設と言った方が日常的に使われております。第4次利根町総合振興計画は、これは最初は平成10年12月に策定しました。その中で将来の人口ですが、平成32年には3万人、このように推定しております。この第4次利根町総合振興計画は、ことし3月に改正しました。その理由は、将来の人口想定と実際の人口の差が生じた、そして平成32年に1万8,000人と想定しております。

さて、本町の人口は、少子高齢化により年間に200人近く減少している。住民の多くが都心に通勤し、昼間の人口が減少する通勤都市である。休みの日など、地域の行事に参加できる機会をつくること、潤いのある地域社会をつくることです。これは総論的でありま

すので、これを実際に実施するのに各論について次の2点をお尋ねします。

1番ですが、町民を主体とした地域づくりを進めるには、どのように推進していますか。

2番ですが、団塊の世代の退職が始まり、社会の第一線で活躍された知識、経験を生かす地域社会参加の方策は何がありますか。

2番ですが、環境基本条例の制定でございます。

今日の世界的な問題は原油の高騰、想定外の食糧価格の高騰、地球温暖化による気象変動、その他、列挙すればたくさんあります。まず、自分たちにできるものから実践し、環境を守らなければなりません。そのために、国で定めております環境基本法に基づき、地方公共団体の施策として次のようになっております。「国が講ずる環境の保全のための施策に準じた施策を行う。そして地方公共団体の自然的、社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施する」と、こう法律には明記しております。環境問題を取り上げると限りがないほど広範囲で、今回は次のことに限定してお伺いします。

まず、利根町の環境保全を明確にするために環境基本条例の制定。

そして、この環境基本条例に基づき環境基本計画の策定。

そして、年次報告書の作成と公表でございます。

3としまして、教育委員会の職務と委員の選任についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。改正点は教育委員会の責任体制の明確化、並びに体制の充実でございます。そして、この改正は、教育における地方分権の推進でございます。次のことをお伺いします。

今回の主な改正点でございます。

そして、次に、現在の教育委員の数及び地区的に選出する慣例はあるのかどうかでございます。

それから、教育委員の公募制の導入でございます。

四つ目でございますが、主要地方道美浦栄線バイパスを早期完成させる対策でございます。

これにつきましては、町長及び担当課では、内容については十分にご承知と思っております。過去の議事録等にも事細かに一般質問、答弁がございますので、中身については省略いたします。最近の新聞の報道でございますが、茨城県の道路公社の資料によりますと、若草大橋の計画交通量は1日3,315台に対し、2006年には1日の実質交通量が740台でございます。ここで次のことをお伺いします。

まず、1番ですが、工事の推進を県に陳情し、早期開通の努力はしていますか。

2番ですが、工事が進まない理由は何があるのか。用地買収で難航していると思われませんが、その点について細かにお伺いします。これら用地買収は、県事業は県の用地買収でございますが、やはり利根町の区域内については、行政当局が県の方に最大限協力し努力

しなければ県単独の力では限界とあります。ましてや、これら惣新田地区につきましては、井原町長の出身地でございます。地元の状況等については井原町長は相当熟知していると思います。その点、お伺いします。

そして、平成20年から平成24年までの5年間ですが、この5年間に美浦栄線バイパスの開通がおくれた場合には、3期基本計画の実施については相当なる影響があると思います。その影響度の測定等につきまして、3期基本計画でどのようにこれから判断されますか、想定の中でお願いします。

以上が1回目の質問でございます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、五十嵐議員の質問にお答えをいたします。

まず、初めに、地域社会の建設についてお答えをいたします。

町民を主体とした地域づくりを進めるためには、町民の皆さんがご自身の意思で行動を選択して決定し、自己責任のもとで行動を起こしていく。そして、それらの行動が連携し合って地域でお互いに支え合っていくことが重要ではないかと考えます。

それには、町民の皆様が必要と思われる情報の提供が重要であります。例えば、地域で行われている活動やイベントなどをお知らせすること、また、どのようにそれらの活動に参加できるかなど、情報を集約して提供していく仕組みづくりが必要であると思われま。また、さまざまな活動に参加したいと感じている町民の皆さん方に、相談窓口を設定して、気軽に参加できるようなお試し体験コーナーの場を提供したり、気軽にできる範囲のことから始めて継続して活動を行っていけるような仕組みをつくるのが大切なことだと思っております。

既にさまざまな活動をされているたくさんの町民の皆様方がおられますので、それらの団体などの皆さんと連携をとりながら、地域社会づくりを進めていければと思います。

また、団塊の世代の退職が始まりました。社会の第一線で活躍された知識、経験を生かす地域社会参加の方策とのことですが、団塊の世代ばかりでなく、さまざまな経験や知識をお持ちの皆さんは大勢おられます。仕事を継続される方、第一線を退職後に新たに会社を起こされたり、また、NPO法人などを立ち上げて保健、福祉などの分野で活動される方、地域の中でボランティア活動にかかわるなど、いろいろな活動が想定されると思います。

これらの活動は健康づくり、福祉、防犯、防災、教育、町おこしなど幅広い分野に及ぶと思われま。そして、この活動により地域社会の連携が強化され、助け合い、支え合う地域社会づくりに資するものと考えております。

今後は、既に活動をされている方々と連携をして、地域の活動やイベントなどをお知ら

せしたり、NPO法人立ち上げなどの相談など、さまざまなことが求められるかと考えています。そのようなことから、対応できる相談体制を整えるとともに、協働できることは積極的に参加してもらえよう、環境の整備をしていきたいと考えます。

それから、また、地方自治体の行政情報にとどまらず、企業、NPOまた家庭をつなぐネットワーク、家庭をネットワークで結ぶ通信技術の活用も、今後は大切ではないかと考えておる次第でございます。

2番目に、環境基本条例の制定についてでございますが、近年、国際的な働きかけとしてCO₂の削減など環境に対する関心が日々高まってきておりますが、ご質問の中でいわゆる環境基本法は、環境保全に関する総合的かつ計画的な施策を推進するために施行されました。この法律は、国の基本理念を定めるとともに、国、事業者、地方公共団体、国民の責務を明記しています。この中で地方公共団体の責務といたしましては、国の施策に準じた施策及びその他、その地方公共団体の区域の自然的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると明記されております。

利根町においても例外ではなく、国の施策に順じ、利根町の社会的、自然的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定することが責務となります。

また、ここでいう国に準じた施策とは、生活環境、文化、教育など、多岐にわたるもので、行政全般にかかることとなります。利根町の現状といたしましては、環境に係る関係法令のもとに環境保全を図っていますが、この環境基本法でいう利根町の社会的、自然的条件に応じた総合的な計画は策定されておられません。

今後、計画を策定するに当たっては、まず、町の環境保全に対する基本理念また方向性を決めなければなりません。そのためには、議員のおっしゃられるような環境基本条例を制定することが必要と考えますが、条例の内容は、今後の利根町の方向性、将来を内外に表明する重要なことでございますので、町民の皆様方のご意見を伺ったり、また利根町の社会的、自然的条件を把握した上で、慎重に審議して制定していかなければならないと考えます。

また、環境基本計画及び環境報告につきましては、条例制定後また同時進行となりますが、これに関しましても今後、利根町も環境負荷など現状を細かく、幅広く把握し、目標値の設定やさまざまな施策が審議決定をしていかなければなりません。

調査費用などコストや時間のかかることから、今後条例制定と同様に努力をしていますが、現段階ではすぐに策定できる状況ではないことをご理解いただきたいと思います。

3番目の教育委員会につきましては、教育委員会の委員長の方から答弁があると思いますが、その中で2番、3番について答弁をしたいと思っております。

2番目の方ですが、今地区的に選任する云々でございますが、地区的に任命することについてでございますが、特に小学校の存する地域から任命したいと、今までもそのようにやっておりましたけれども、そのように任命したいと考えております。子供たちもそうで

ございますけれども、地域の特殊性を理解していること、また、地域の親御さんなどと深いかわりを持つことから、常に子供たちと学校とが結びつきやすい、また、地域の中の学校という利点を生かせるのではないかと考えております。

それから、3番目でございますけれども、町内にも教育に携わった人、また教育に熱心な方もたくさんおられますことから、町内から任命していく方向で考えてまいります。

次に、4番の主要地方道美浦栄線バイパス早期完成の対策についてでございますけれども、初めに、工事の進捗を国、県へ陳情し、早期開通の努力はということでございますが、平成18年4月18日に若草大橋が開通いたしました。それまでは議員ご承知のことと思っておりますが、6市町村で構成された第二栄橋（仮称）架橋促進期成同盟会がございまして、毎年国土交通省、財務省、茨城県庁、また千葉県庁など関係機関へ陳情を行ってまいりました。その努力が実って一昨年に有料道路として若草大橋が開通の運びとなったわけでございます。

この区間は約1.7キロメートルございまして、この延伸線であります龍ヶ崎市八代町にあります県道竜ヶ崎潮来線までの約5.3キロメートル区間は、まだ未整備と申しますか、まだ未開通でございます。この5.3キロ区間の整備につきましては、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会の中でも取り上げていただき、毎年のように茨城県知事を初め、関係部署に要望活動を行ってきているところでございます。

また、竜ヶ崎土木事務所長には、町の方から昨年もお願ひしておりますし、今年の4月にも竜ヶ崎土木事務所長が変わりましたので、先月の20日に土木事務所長のところに伺ひまして、早期に事業を進めていただくようお願いをしてきたところでございます。

2点目に、工事が進まないということでございますが、予算がつかないということではなく、利根町にもありますけれども、共有地の相続関係、あるいは無番地の土地もあると伺っております。けれども、これらの手続が難航しているためとのことであります。今年度は、これまで以上に強化体制で臨むということを竜ヶ崎土木事務所長から伺っております。ございまして、事業が進むものと期待をしております。

次に、3期基本計画の実施と影響度についてでございますが、昨年度は第4次利根町総合振興計画基本構想の見直しとして、将来人口推計と土地利用基本構想について変更いたしました。この中で、広域的な連携を強化するため、主要地方道美浦栄線バイパスの整備や主要地方道千葉竜ヶ崎線の機能拡充の促進を図るとともに、栄橋の交通渋滞緩和のため、主要地方道美浦栄線バイパスのアクセス道路の整備促進を図るとしてまいります。

また、新たな産業の促進エリアとして、主要地方道美浦栄線バイパスのインパクトを生かしつつ、時代の流れや地域特性に適合した産業の展開を図っていくゾーンの検討を進めているとしております。

特に、若草大橋の開通に伴う新しい産業の促進エリアにつきましては、新たな産業の立地促進を検討しますと記述しており、利根町の発展と活性化を図る上で、主要地方道美浦

栄線バイパスの早期実現は大変メリットが大きいものであると考えております。第3期基本計画の施策の中では道路網の整備、充実で主要地方道美浦栄線バイパスの整備と、それを含む広域幹線道路の首都圏中央連絡自動車道等への円滑な接続について関係機関に働きかけ、事業の促進を図ると記載されているところでございます。

このようなことから、町といたしましては、関係機関に積極的に働きかけを行い、第3期基本計画の実施に影響が出ないよう、早期完成のためにできるだけ努力をしていく考えでございます。ご理解をいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 教育委員長山中亮助さん。

〔教育委員長山中亮助君登壇〕

教育委員長（山中亮助君） 教育委員長を仰せつかっております山中でございます。五十嵐議員の方からご質問の3番目の件につきまして、教育委員の職務と委員の選出についてお答えいたします。

ご質問にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございました。主な改正点でございますが、特に平成13年度の法改正におきまして、第4条第4項に次のように記載されております。地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮するとともに、委員のうち、保護者、この保護者とは親権を行う者及び未成年、後見人ということでございます。の者が含まれるように努めなければならないとなっております。今回の改正では、この第4条第4項が改正され、保護者を教育委員会に任命することが義務化されたところでございます。

つまり、地方公共団体の長が教育委員会の委員を任命する際は、委員のうち少なくとも1人の保護者を含めることが、従来の義務にとどまっていた事項が義務化されたものでございます。

次に、2点目の現在の教育委員数及び地区的に選任される慣例についてであります。今年の3月31日をもって海老原葉子委員が辞職いたしましたので、現在は3名となっており、2名が欠員となっております。

地区的に選任する慣例でございますが、今まで文地区、布川地区、文間地区、東文間地区よりそれぞれ委員を選任しています。これは昭和30年1月に1町3村の合併により委員が1地区に偏らないために、当時の行政及び教育委員会が熟慮した方策であると私は認識いたしております。

3点目でございます。公募制導入についてであります。教育委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、地方公共団体の長が任命することになっております。しかるに、教育委員会としましては、自治体の長が法的に人事任命権がありませんゆえ、特に申し上げることはありません。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番(五十嵐辰雄君) それでは、2回目の質問をいたします。

今、教育委員長から答弁がありましたけれども、定数は条例で5名ですよね。そのうち今3名ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正になりまして、教育委員には保護者を選ぶという選任の義務があります。この法律は、昨年の平成19年6月26日に公布されまして、27日の官報で告示しました。それで、平成20年4月1日から施行でございます。

ですから、保護者の選任の義務でございますが、法律が施行されましてかなり周知された期間もあったわけでございます。普通は法律というのは、国会が決まって、官報に告示して1週間たてば1億2,000万人の国民が官報を見たとみなしますけれども、1年近くたっていますので、教育委員会としましても法改正の保護者の選任義務は十分に承知しております。いまの教育委員長は、教育委員会の法律第4条で教育委員は、確かに法律にはそう書いてあります。明確に法律の解釈は正確でございます。繰り返しますけれども、第4条、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権ですから、町長に立候補できる資格のある方はだれでも委員に選ばれるわけです。人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者から地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると。

確かに井原町長はすばらしい為政者だと思いますけれども、隅々まで井原町長が、あそこに教育委員の適任者がいるとか、いないよとかということは、なかなか選任する場合もいい人は見つからないです。やはり5名のうち2名が欠員ということは、これは重大問題でございます。ましてや、保護者の条件が整っていないですから、これは変則的な教育委員会でございます。

やはり現場の方で、教育委員長は非常勤ですけれども、教育長は常勤でございます。毎月1回恐らく定例的な教育委員会が開かれていますので、3人では合議制というよりも、いろいろなアイデアとか意見が出ませんね。ですから、教育長、条例の中で5人のうち3人ではちょっと人材が不足だと思います。優秀な者は優秀だと思いますけれども、やはり早く欠員を補充すると、これは町長が利根町いっぱい歩いたって、所掌事務というのは担当課にあるのですね。人事案件の原義決裁は総務課だと思いますけれども、やはり現場の方でよく実態を把握して町長にお願いすると、そういうことが必要であると思います。

それから、委員の公募については、町長は町の中から人材を探すということでございますけれども、それはいいと思いますが、公募についても、全国的には公募して成功した事例等もありますので、時間があればこういう点も勉強する課題としていいと思うのです。真っ向から公募はだめというような、門戸を開くということも必要だと思います。

それでは戻りますけれども、まず、1番目のコミュニティーの関係でございますが、これについて井原町長は平成19年3月議会でこれに関して所信を述べております。これは昨年でございますが、団塊の世代、これが去年は約1,500人ぐらい退職されると。先ほどおっしゃられましたとおり、激動の社会の第一線で活躍された方々が、お持ちの豊富な経験

と知識を生かして新たな地域の資源として生かすことが一番いいと、こうおっしゃっております。ひとつこれもいろいろ新しい施策があると思いますので、成果が上がるような施策をお願いいたします。

それから、環境基本条例、なかなか環境基本条例についても、前段の取り組む姿勢がなかなか見えないわけですが、利根町の行政は内部事務については相当慎重に期して慎重でございます。大分庁議では課長会がありまして、政策の立案検討については十分に素案をたたき上げて、完全なものにならないと外部に出さないと。行政は秘密主義ではだめでございます。もっとオープンにして、行政は展開しないと、役場の中だけでやっていてはだんだん視野が狭くなってしまいます。

議会の町長の答弁だけを引き出して申しわけないのですが、環境問題で町長は非常に世界的な環境でございます、ことし3月議会ではこう言っていますね。迎えた2008年は7月には北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化など環境保全が最大のテーマとして論議されます。環境問題では、昨年ノーベル平和賞を受賞したアル・ゴア元アメリカ副大統領は、授賞式でこのようなスピーチを紹介しております。地球温暖化の危機を回避するには、ここ数年の行動が不可欠だ。このように町長は紹介しております。

環境については、余り広げても成果は上がらないものですから、地味な取り組みを一步一步重ねて成果を上げるように期待しております。

それから、身近な環境でございますが、この定例会に議案第43号で利根町廃棄物減量等推進審議会の条例が提案されております。これも身近な環境保全の新たな問題でございます。審議会が中心となり環境について、ごみの減量化から取り組むと、こういう姿勢が見えます。審議会の委員等は15人以内となっておりますが、こういう委員を幅広く町民から公募した方がよいアイデアが生まれると思います。

環境の保全については、町長の答弁ですと、環境基本条例、環境基本計画、それから、成果の広報ですね、これが三点セットでございます。そこで、町長、環境の年次報告、今、日本の各省庁とか都道府県、市町村でも白書という名前がよく出ていますが、どうですか、利根町版の環境白書、これを発行しますと利根町は環境宣言の町で全国的に相当クローズアップされますよ。利根町版環境白書、これのアイデアをひとつお考えてください。

それから、惣新田の土地の問題でございますが、美浦栄線バイパス、これについては20年の第1回議会定例会で町長が施政方針を述べております。取手東線バイパスや若草大橋架橋による県道美浦栄線バイパスの延伸やアクセス道路など、引き続き関係市町村と一丸となって茨城県や千葉県など関係機関に対し要望してまいります。そして、今度の総合振興計画でも美浦栄線周辺の沿線には新たな産業の立地促進の検討エリアと、こういう位置づけもしております。

そして、この中に町名義、あと一部個人所有の共有地が面積で2,003平米あります。これは利根町と4人の名義で持ち分の登記がしてあります。利根町の持ち分が50分の46で、

利根町に寄附したと登記簿の方に記載しております。そして、この経緯については、昭和45年ごろですが、県道の改良のため、県道の用地なる部分は茨城県に所有権が移転され、それ以外は利根町に所有権が移転されていると。こうなっております。

それで、これまで、この用地の件については、議会定例会で高橋議員が平成18年第2回、3回と重ねて質問しております。まだ2年前ですから記憶に新しいと思います。その当時、共有者は50人中46人は利根町に寄附をしたという登記があります。その後になって、46人の方が、利根町には寄附はしていないので返還してほしいと、こういう要求書が町当局に出されているそうでございます。そのとき高橋議員に対する答弁ですと、町長は、この内容をよく精査すると、精査とは非常に言葉を訳せば調査すると、詳しく検査をするという答弁でございます。これは約2年前ですね。そして共有地については司法の判断を仰ぐとなっております。この司法の判断とはどういう意味を指すか、ちょっと私には理解できないのです。司法の判断。司法というのは、原告というのは、裁判の原告団と思いますけれども、町長答弁ですから、司法の判断ですが、裁判を起こさなければ司法は決着はつかないわけですから、それで、以前の、寄附をする前の46人の中には利根町長井原正光様、個人で申しますと井原正光様、個人の共有の名前が登記簿に載っております。ただこれは権利を移転しておりますので、名前のところ、恐らくわきに線が入っていますね。これは権利消滅ですから。そこで、井原さんも共有者の一人でございます。私人とします井原正光様のお考えでございますが、公人としては結構でございますので、私人とします井原正光様のお考え、それをできればこの議会の場でお聞かせいただきたいと思っております。

それから、精査の内容でございますが、これも所掌事務は精査する現場の方は、普通財産ですと当然企画財政課長の所掌事務になると思うのですが、高橋議員に対する内容の精査でございますが、行政当局、特に企画財政課長は所掌事務の精査をしているかどうか、それをお伺いします。

以上で、2回の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） まず、1点目の教育委員の件でございますけれども、今現在2名だということで、2名ではちょっと重大だということで今申し上げておりましたけれども……委員が5名で2名欠員、失礼しました。3名ではというご意見でございますけれども、これは法の改正と同時に保護者から選ぶべく鋭意努力しております、できれば今議会に提案したいと思っております。

また、一番最後の惣新田の土地の件ですけれども、考え方を述べるとか何とかと言いますけれども、今問題が起きていないのにいろいろ考え方を申し上げる必要はないと思っておりますけれども、スムーズに土地は、今、課長から答弁させますけれども、その辺の話合いについては県の説明会を受けて事業が進んでいますから、その司法の云々につきまして

は、今議員おっしゃるとおりなのですけれども、別に問題が起きていないのに町の方から司法にゆだねることはありませんので、これは高橋議員の質問のときにもう済んでいることとございますので、お答えはできません。

それから、環境基本条例等の取り組み体制、審議の段階からひとつオープンにしるよということとございますが、もちろんこれは町民の皆様方のご意見をいただかなければなりませんので、当然オープンに、聞かない、耳をふさいでいる人は困りますけれども、聞こえるように審議していきたいと思っております。

それから、ご提案のありました利根町独自の白書、大変結構だと思いますけれども、担当課長がおりますので、担当課長のご意見をちゃんと伺って見ないと大変事務量が多くなりますので、担当課長から答弁させたいと思います。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、私の方から主要地方道美浦栄線バイパスに關します惣新田の共有地について、少し補足してご答弁申し上げたいと思います。

昨年12月に地元の評議員会に集まってお聞きいただきまして、いろいろご相談をさせていただいた経緯がございます。それで、結論としましては、地元の方で、共有地と申しますのは惣新田区で50名の方の代表の土地と、利根町外4名と、今質問の中で出されています2筆が惣新田区で持っていたと、持っているという土地がございまして、その2件について一緒に用地買収というか、事業を進めさせていただきたいということで、昨年12月に惣新田区の評議員さん13名と話し合いをさせていただきましたところ、以前から申し上げているように、県道に寄附した分、それを含めて一緒に協議したいということで、別々の協議にはのれないよということで、その先の結論は先送りになっていました。

先般、今月の1日ですけれども、新たに茨城県と私どもの方で区長さんをお願いしまして、やはり共有地の取り扱いについてということで回覧を回していただきまして、関係者20名の方にお集まりいただきました。その中で茨城県主体で会議を進めさせていただきましたけれども、地区の総意としては、利根町外4名についても順次事業を進めていいよと、事業を進めるということは、地権者と用地交渉に当たってもいいよということでご回答をいただいております。ただ、お集まりいただいたのは関係者50名の土地もありますので、その中の20名ですので、利根町外4名の方は今町外におられるようだという事ですので、当日出席できなかった方、また、町外者には連絡をしておりますので、その方々の意見もあるだろうと。ただ惣新田区としては進めてもよろしいというお答えを総意としていただきました。ですので、これが、まだ相続手続が終わっている方もいますし、共有地だったために、その分は今の住んでいるところとか、個人で持っている土地については相続完了させているけれども、共有地の部分は手続を進めていなかったという方がありまして、その中の相続人を抽出いたしますと、約250名ほどになっています。

そうしますと、その事業を遂行するに当たりましては、相続手続等を進めなければなりませんので、1年以上はちょっと相続手続等に時間を費やさざるを得ないのかというのが県の見方でございます。ただ、惣新田区の共有地については区の総意同意が得られたと、町、県としては今とらえているところでございます。順次進めていただけるものと考えております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 惣新田の共有地について、精査をしたのかということでございますけれども、登記簿で確認する以外に方法がございまして、先ほど議員おっしゃったとおり、昭和45年ごろに約3年間にわたりまして、50名の方々のうち46名の方から町に寄附されてございます。面積が2,003平方メートルでございまして、今現在は町と4名の地権者の所有になっているということでございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） 五十嵐議員の質問にお答え申し上げます。

環境白書をつくれということです。努力していきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 大変聞こえにくかったので、町民生活課長、もう一度はっきりと答弁してください。よろしく願いいたします。

町民生活課長（高野光司君） 失礼いたしました。それでは、五十嵐議員の方から白書をつくってどうだというご質問ですけれども、現在、今回の議会にも提案しておりますとあり、利根町の廃棄物減量推進審議会ということで、この条例につきましても大もとは環境基本法、先ほど五十嵐議員が言われたとおり、に基づいての条例でございます。

今回出しましたものにつきましては、循環型の社会形成推進法に基づきまして、先ほど言いました廃棄物減量推進条例を制定しております。これは廃棄物の処理法とか資源物有効利用促進法ということで、国の方で作成してございます。その下に容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、グリーン購入法という法律に基づいて国が法律化してございます。それから、県の条例がありまして、その中でいろいろ審議するということでございます。

その中で町におきましても、じゃあ利根町はどんな法律に基づいて事業をしているんだということでございますけれども、先ほど言いましたように、基本的には町の振興計画の中に環境の面については位置づけてございます。良好な環境の保全と創出ということで、今回の3期基本計画の中に位置づけているところでございます。

それで、先ほど言いましたとおり、多くの環境条例がありまして、その中で町は、先ほど言いましたとおり、生活環境部門だとか、文化だとか教育部門に多く条例を制定し、個別法に基づいて環境をしているということでございます。

環境基本法につきましては、それを総括した意味合いのものであり、町の基本的な考え方をつくるということです。ただ、先ほど言いましたとおり、今現在利根町の環境がどのように置かれているかという問題が、いかに調査してやるのか、ましてや多岐にわたって各条例、法律がありますので、そこらを精査するのに若干時間がかかると。ましてや、職員だけのものではできなくて、コンサル等をお願いしてつくらなければならない面も多岐にあると思うのです。ですので、その面をクリアしなければならない。ですので、基本条例に基づきましてつくるのには、まだ幾多、いきなり白書まではなかなかいかないのが実情だと思いますね。

条例をつくって基本理念を練って、なおかつ方向性を決めていくという段階を踏んで、その中で利根町の環境状況がどうあるべきかということがありますので、努力していく過程だご理解いただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） あと3分しかありませんけれども、五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） それでは、環境について、教育委員について、二つだけ簡単に質問いたします。

この議会で議案第43号 利根町廃棄物減量等推進審議会条例が提案されています。それで、議案第44号には、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で専門委員というのがありますね。これは地方自治法第174条の規定でございまして、今の環境関係でございしますが、役場の職員の行政事務の中では非常に高度化した行政になると思いますので、行政の複雑高度化、行政事務の多様化について専門性が強く求められます。環境基本条例や今度の廃棄物減量等の推進について、専門員の知識をよく活用して、減量でも毎年、毎年CO₂事業の成果説明書では単年度だけでございまして、環境問題は集大成した環境白書、年次報告とでも申しますか、一番白書のなじみの深いのは経済財政白書、高野課長は白書をつくって、利根町はこうであるということ全国にPRしてください。

それから、教育委員の選任でございしますが、やはりこれは2名の欠員でございします。町長一人ではなかなか適任者を選ばませんので、ぜひ教育長と教育委員長がよく歩いて、適任者を選任してもらって、町長のところに上げまして、現認決裁を早くもらって欠員の補充をお願いします。それで、保護者の選任も重ねてをお願いします。それが本当に教育行政の町民の負託にこたえる一番最短の道でございします。その点、もう一度ご答弁ください。お願いします。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今、議員の方からご指摘があった教育委員の選任につきましては、2問目の質問の中でも今議会に提案するという事で申し上げておきました。

また、専門委員云々につきましては、別に条例等を提出してございしますので、その条例

の中でいろいろとご質問いただければと思っております。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君の質問が終わりました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日6月10日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時10分散会